

平成 29 年度（2017 年度）
港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価
（平成 28 年度分）
報 告 書

平成 29 年（2017 年） 9 月

港 区 教 育 委 員 会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

1	点検及び評価の実施目的	1
2	点検及び評価の実施方法	1
3	点検及び評価の体系	3
4	評価対象テーマに対する点検及び評価	
	テーマ1 豊かな心の育成	
	評価表①心のケアの充実	6
	②相談体制の充実	8
	評価委員からの意見	10
	今後の取組の方向性	14
	テーマ2 特別支援教育の推進	
	評価表①特別支援教育の充実	16
	②特別支援教育体制の整備	18
	評価委員からの意見	20
	今後の取組の方向性	24
	テーマ3 学びの成果を生かす機会の充実	
	評価表①生涯学習講座提供事業 (愛称：まなび屋)の充実	26
	評価委員からの意見	28
	今後の取組の方向性	32

テーマ4 障害者のスポーツ活動の促進

評価表①障害者スポーツの観戦機会の創出・・・34

評価委員からの意見・・・・・・・・・・ 37

今後の取組の方向性・・・・・・・・・・ 41

テーマ5 地域特性や利用者動向に応じた資料の充実

評価表①幅広い視点からの資料収集・・・・・・・・ 44

評価委員からの意見・・・・・・・・・・ 47

今後の取組の方向性・・・・・・・・・・ 51

テーマ6 授業での学校図書館活用の促進

評価表①調べ学習の支援・促進・・・・・・・・ 54

②授業カリキュラムに応じた支援の実施・・・ 56

評価委員からの意見・・・・・・・・・・ 58

今後の取組の方向性・・・・・・・・・・ 62

5 平成28年度点検及び評価

今後の取組の方向性の事後点検・・・・・・・・ 63

資料Ⅰ 点検及び評価の経過・・・・・・・・ 69

資料Ⅱ 評価委員・・・・・・・・ 69

資料Ⅲ 実施要綱・・・・・・・・ 70

1 点検及び評価の実施目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、教育委員会が行う主要な事務事業について、毎年、執行状況の点検及び評価を行い、課題や今後の取組の方向性を示すとともに、点検及び評価の結果に関する報告書を港区議会へ提出し、区民へ広く公表することにより、区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

2 点検及び評価の実施方法

(1) 点検・評価の対象

「港区学校教育推進計画」「港区生涯学習推進計画」「港区スポーツ推進計画」「港区立図書館サービス推進計画」「港区子ども読書活動推進計画」(平成27年度～平成32年度)の各計画において掲げる、基本目標のもとに体系化された施策を対象とする。

(2) 評価テーマの抽出

港区の特徴的・先駆的な取組及び昨今の社会情勢等を踏まえ、計画の中から評価対象としてふさわしい施策を抽出する。施策の抽出後、評価会議における評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において、当該施策を当年度の評価テーマとして決定する。評価テーマの数は、5テーマ程度とし、各計画からバランスよく抽出することとする。

(3) 自己評価シートの作成

評価テーマを構成する事業の中から、評価テーマの内容がわかりやすい評価対象事業を抽出し、区の事務事業評価(一次評価)等を活用しながら、自己評価シートを作成する。

所管課による自己評価については、『評価の理由・コメント欄』に課題についても記載する。また、事業内容が計画どおり行われている場合は、評価3を記載する。評価基準の4もしくは5で評価する場合は、事業内容が計画以上に成果をあげているものとする。

(項目別評価基準)	5: 極めて高い 4: 高い 3: 普通 2: 低い 1: 極めて低い								
(総合評価基準)	<table border="1"><tr><td>拡充</td><td>事業内容の拡充を行って実施していくべきもの</td></tr><tr><td>継続</td><td>同様の事業内容で実施していくべきもの</td></tr><tr><td>縮小</td><td>事業内容の縮小を行って実施していくべきもの</td></tr><tr><td>廃止</td><td>事業の必要性がないため廃止すべきもの</td></tr></table>	拡充	事業内容の拡充を行って実施していくべきもの	継続	同様の事業内容で実施していくべきもの	縮小	事業内容の縮小を行って実施していくべきもの	廃止	事業の必要性がないため廃止すべきもの
拡充	事業内容の拡充を行って実施していくべきもの								
継続	同様の事業内容で実施していくべきもの								
縮小	事業内容の縮小を行って実施していくべきもの								
廃止	事業の必要性がないため廃止すべきもの								

(4) 評価の実施

評価対象事業の自己評価シートをもとに評価委員からいただいた意見を踏まえ、評価テーマに対する教育委員会における今後の取組の方向性を示す。

評価委員から意見を受けるにあたっては、評価委員へ施策を構成する事業の内容を説明する。

(5) 報告・公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を港区議会へ報告するとともに、区民へ公表する。

(6) 事後点検による評価の活用

前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、取組状況の確認を行い、当年度の報告書において、取組状況を報告する。

平成 29 年度点検・評価実施概要

港 区 教 育 ビ ジ ョ ン

～すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす～

【5つの個別計画】

港区学校教育推進計画

港区生涯学習推進計画

港区スポーツ推進計画

港区図書館サービス推進計画

港区子ども読書活動推進計画

① 評価テーマの抽出

港区の特徴的・先駆的な取組及び昨今の社会情勢等を踏まえ、評価対象としてふさわしい施策を各計画からバランスよく抽出する（合計5テーマ程度）。

② 自己評価シートの作成

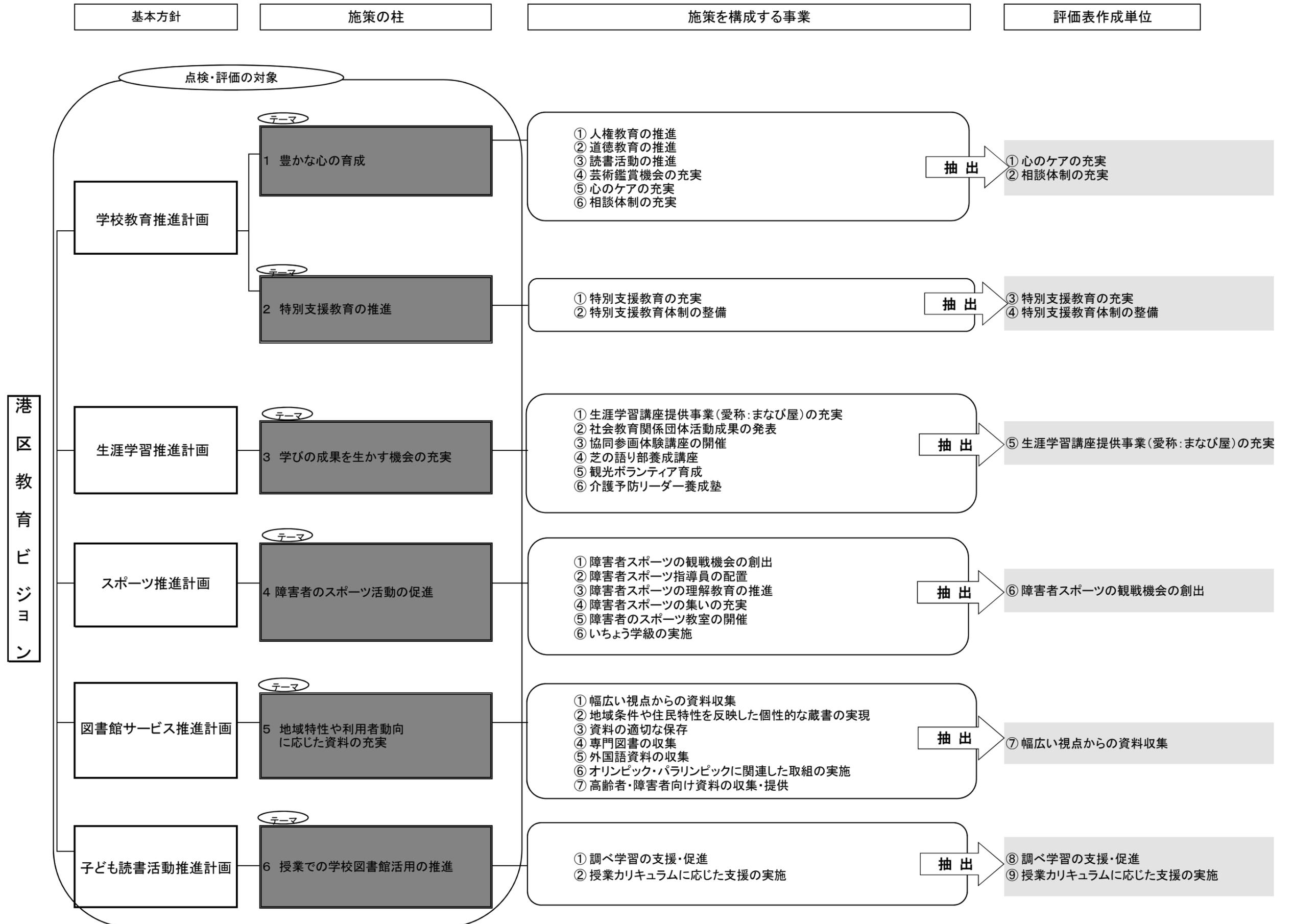
評価テーマを構成する事業の中から、評価テーマの内容がわかりやすい評価対象事業を抽出し、区の事務事業評価（一次評価）等を活用しながら、自己評価シートを作成する。

③ 自己評価シートをもとに評価委員による評価（教育委員との意見交換）

④ 教育委員会による今後の取組の方向性を決定

⑤ 今後の取組の方向性に対する取組状況の確認・報告（翌年度）

3 点検及び評価の体系



4 評価対象テーマに対する点検及び評価

テーマ1 豊かな心の育成

評価表

- ① 心のケアの充実
- ② 相談体制の充実

評価委員からの意見

今後の取組の方向性

種 別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	27～29	200		
港区学校教育推進計画	27～32	41		
港区の教育	29	43～46		

評価対象事業 平成28年度

事業名	心のケアの充実	所管課	指導室																																																																				
主 要 施 策	目的	長期にわたって学校を欠席している児童・生徒、不登校傾向の児童・生徒への支援体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室（つばさ教室）、関係機関等との連携を図ります。																																																																					
	内容	<p>(1) 適応指導教室（つばさ教室）の充実 心理的要因等により、長期間登校できない児童・生徒に対し、適応指導教室（つばさ教室）において、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた適切な相談、指導・支援を行うことにより、学校復帰をめざします。 適応指導教室（つばさ教室）は、学校との連絡会、保護者会を学期に1回開いています。</p> <p>(2) 不登校児童・生徒への支援 長期にわたり学校を欠席している児童・生徒、不登校傾向の児童・生徒への支援体制を充実させます。 全区立幼稚園に教育センターの教育相談員を派遣するとともに、全区立小中学校に都費に加え区費のスクールカウンセラーを配置し、不登校の未然防止と早期発見・早期解消、学校復帰を目指して、教育相談体制を充実させています。また、適応指導教室（つばさ教室）と連携を図ることや地域関係者を含めた不登校の解決のための協議の機会（ケース会議）をもつなど、児童・生徒の現状を把握するとともに、児童・生徒に寄り添い、効果的な支援ができるよう努めています。</p>																																																																					
	進捗状況	<p>(1) 適応指導教室（つばさ教室）の充実 ・平成28年度 通級児童・生徒数（3月末）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学年</th> <th colspan="6">小学校</th> <th colspan="3">中学校</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学校復帰計4名（年度内通室→年度内復帰） ・小学生0名 中学生4名（男1、女3）学校復帰率16%</p> <p>(2) —1 不登校児童・生徒への支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールカウンセラー 配置日数（延べ日数）</td> <td>792</td> <td>810</td> <td>814</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) —2 スクールソーシャルワーカー派遣件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー 配置日数（延べ日数）</td> <td>78</td> <td>87</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table>		学年	小学校						中学校			計	1	2	3	4	5	6	1	2	3	男	0	1	0	0	2	1	1	2	2	9	女	0	0	1	0	1	0	2	5	7	16	計	0	1	1	0	3	1	3	7	9	25		平成26年度	平成27年度	平成28年度	スクールカウンセラー 配置日数（延べ日数）	792	810	814		平成26年度	平成27年度	平成28年度	スクールソーシャルワーカー 配置日数（延べ日数）	78	87
学年	小学校						中学校			計																																																													
	1	2	3	4	5	6	1	2	3																																																														
男	0	1	0	0	2	1	1	2	2	9																																																													
女	0	0	1	0	1	0	2	5	7	16																																																													
計	0	1	1	0	3	1	3	7	9	25																																																													
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																				
スクールカウンセラー 配置日数（延べ日数）	792	810	814																																																																				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																				
スクールソーシャルワーカー 配置日数（延べ日数）	78	87	183																																																																				

所管課による自己評価の内容

事業費の状況（単位：千円）									
年 度	予算状況						決算状況		
	当 初 予算額	一 般 財源	国庫支出金 都支出金 基 金	その他	流用	補正	予算現額	決算額	執 行 率(%)
平成 27 年度	17,899	17,899	0	0	0	0	17,899	16,121	90.07
平成 28 年度	28,058	28,058	0	0	295	0	28,353	28,266	99.69
平成 29 年度	31,915	31,915							

所管課による自己評価		
項 目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	3	当初からの事業目的と現在の事業目的は合致しています。
事業の効果性	4	適応指導教室の活用により不登校の児童・生徒の学校復帰が見られる等、一定の効果が確保されています。
手法の効率性	3	不登校の早期対応のため、区費スクールカウンセラーを活用するとともに、適応指導教室において、不登校児童・生徒への指導を行う段階的な指導により、手法の効率性は確保されています。
区が実施する妥当性	4	不登校児童・生徒への対策については、学校と保護者が連携して対応することに加え、区としても推進していく必要があるため、教育委員会事務局で実施することが妥当です。
事務継続の必要性	4	様々な要因による不登校児童・生徒の保護者からの支援要請は継続しており、ニーズに応じた不登校対策を今後も継続することが必要です。
※上記 4 項目から総合的に評価		

総合評価	拡充 <u>継続</u> 縮小 廃止
所管課による 評価コメント	<p>不登校の要因・背景は、多様かつ複合的であり、多面的な不登校児童・生徒への支援を行う必要があります。今後は、関係機関と連携して、不登校児童・生徒への支援だけでなく、家庭の要因により不登校になっている児童・生徒の保護者への支援を行っていくことが必要です。</p> <p>また、平成 29 年度からスタートした「学びの未来応援施策」における「学びの未来応援ケース会議」において、支援が必要とされた児童・生徒に対して、スクールソーシャルワーカーを派遣し、状況を把握するとともに福祉関連機関と連携することで、家庭教育への支援を図っていく予定です。</p>

(数値も記入)
効果・成果

適応指導教室に正式に入級している児童・生徒が平成 27 年度、平成 28 年度に増加しています。正式入級した児童・生徒のうち、おおよそ 1 割から 2 割の児童・生徒が、学校に登校できる状態になっています。

(1) 問題行動調査における不登校児童・生徒の出現率及び不登校解消数

	不登校児童・生徒数		出現率		不登校解消児童・生徒数	
	小	中	小	中	小	中
平成 26 年度	18	44	0.25	2.32	3	2
平成 27 年度	24	44	0.31	2.34	5	4
平成 28 年度	26	42	0.30	2.13	11	4

(2) 適応指導教室入級者及び学校復帰の割合

	適応指導教室		
	適応指導教室正式入級者	学校復帰した者	復帰率
平成 26 年度	5	0	0.0%
平成 27 年度	21	6	28.6%
平成 28 年度	25	4	16.0%

種 別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	27～29	200		
港区学校教育推進計画	27～32	41		
港区の教育	29	44～46		

評価対象事業 平成28年度

事業名	相談体制の充実	所管課	指導室																															
目的 内容 主要 施策	<p>子どもたちの悩みや不安の解消のため、幼稚園、小・中学校でのスクールカウンセラーによる教育相談や教育センター相談員による相談体制の整備を推進するとともに、児童虐待や不登校、非行などの問題について、発生予防、早期発見、早期対応に努め、スクールソーシャルワーカーを事案ごとに派遣し、教育と福祉の両面から問題解決にあたります。</p>																																	
	<p>(1) 教育センター教育相談員による教育相談の充実 教育に関する悩みや問題の解決を支援するために教育相談を実施するとともに、学校教育相談活動の拡充を図り、幼児・児童・生徒の健全な育成を目指しています。</p> <p>①区内在住又は区内幼稚園、小・中学校に在籍する幼児・児童・生徒等の面接相談を行い、必要に応じて諸検査や、学校訪問・専門機関への紹介等を行っています。</p> <p>②教育全般について、心理学の専門家が電話で専門的視点から教育相談を行います。相談内容により、関係機関へつないでいます。</p> <p>③教育相談員が区立幼稚園を訪問し、幼児・教員・保護者を対象として、経験や専門性を生かした相談を行い、解決に向けての支援をします。</p> <p>(2) スクールカウンセラーによる教育相談の充実 子どもたちの悩みや不安などの解消やいじめの早期発見・未然防止に向けて、必要な心理的支援や教職員、保護者に対する指導・助言を行うなど、幼稚園、小・中学校における学校教育相談体制の充実を図っています。</p> <p>(3) スクールソーシャルワーカーによる学校支援 学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣し、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境の改善に向けた働きかけを行い、教育と福祉の両面から、不登校や虐待などの問題解決を図っています。</p>																																	
	<p>(1) 教育相談実施状況について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来所教育相談件数(件)</td> <td>253</td> <td>262</td> <td>317</td> </tr> <tr> <td>来所教育相談延回数(回)</td> <td>3,606</td> <td>3,479</td> <td>3,542</td> </tr> <tr> <td>電話教育相談件数(件)</td> <td>154</td> <td>151</td> <td>214</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) スクールカウンセラー配置日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールカウンセラー配置日数(延べ日数)</td> <td>792</td> <td>810</td> <td>814</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) スクールソーシャルワーカー派遣件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー配置日数(延べ日数)</td> <td>78</td> <td>87</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table>			年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	来所教育相談件数(件)	253	262	317	来所教育相談延回数(回)	3,606	3,479	3,542	電話教育相談件数(件)	154	151	214		平成26年度	平成27年度	平成28年度	スクールカウンセラー配置日数(延べ日数)	792	810	814		平成26年度	平成27年度	平成28年度	スクールソーシャルワーカー配置日数(延べ日数)	78	87
年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																															
来所教育相談件数(件)	253	262	317																															
来所教育相談延回数(回)	3,606	3,479	3,542																															
電話教育相談件数(件)	154	151	214																															
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																															
スクールカウンセラー配置日数(延べ日数)	792	810	814																															
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																															
スクールソーシャルワーカー配置日数(延べ日数)	78	87	183																															

事業費の状況 (単位: 千円)									
年 度	予算状況						決算状況		
	当 初 予算額	一般 財源	国庫支出金 都支出金 基 金	その他	流用	補正	予算現額	決算額	執 行 率 (%)
平成 27 年度	1,512	1,512	0	0	0	0	1,512	1,508	99.72
平成 28 年度	2,076	2,076	0	0	0	0	2,076	2,049	98.68
平成 29 年度	1,685	1,685							

所管課による自己評価		
項 目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	3	幼児・児童・生徒の健全な育成を目的とすることは、当初からの事業目的と合致しています。
事業の効果性	3	教育相談員やスクールカウンセラーによる教育相談の実施やスクールソーシャルワーカーの働きかけが幼児・児童・生徒の健全育成につながっており、一定の事業の効果性が確保されています。
手法の効率性	4	教育相談可能な時間を夜間や休日にも設定しており、区民のニーズに応じた効率性が確保されています。
区が実施する妥当性	4	悩みを抱える幼児・児童・生徒が在籍する園や学校において適切な教育を推進するため、教育委員会事務局で実施することが妥当です。
事務継続の必要性 ※上記 4 項目から総合的に評価	4	幼児・児童・生徒及び保護者の悩みや不安などの解消やいじめの早期発見・未然防止等は喫緊の教育課題であるため、事業の継続は必要です。

総合評価	拡充 <u>継続</u> 縮小 廃止
所管課による 評価コメント	幼児・児童・生徒の健全な育成のために、教育に関する悩みや問題の解決を支援する教育相談を充実させるとともに、関係機関と連携し、教育と福祉の両面から不登校や虐待などの問題解決を図ることは、豊かな心を育成につながります。

(数値も記入) 効果・成果	都費スクールカウンセラーに加えた区費スクールカウンセラーの配置による教育相談体制の充実は、いじめの早期発見・未然防止等につながっています。		
	(1) いじめ認知件数のうち、スクールカウンセラーが早期対応した件数		
		いじめの認知件数	そのうち、スクールカウンセラー等に相談した件数
	平成 26 年度	28 件	6 件
	平成 27 年度	32 件	13 件
	平成 28 年度	24 件	23 件
	(2) 虐待や不登校等でスクールソーシャルワーカーが対応した児童・生徒数		
		対応した児童・生徒数	
	平成 26 年度	4 人	
	平成 27 年度	5 人	
平成 28 年度	9 人		

評価委員からの意見

小松郁夫（流通経済大学社会学部教授）

①心のケアの充実

心のケアが必要な児童・生徒は、個々の事情に対応した施策を保護者等の周囲の人たちとの連携も強化して、個別具体的にきめ細かく推進する必要があります。評価は、学校復帰率などの目に見える数値だけでなく、効果的と思われる施策を多様に展開してきたかどうかなどを注目すべきではないかと思います。スクールソーシャルワーカーの配置日数が増加しているなどは、必要な支援の状況を示す数値であると同時に、効果的な支援が提供されている成果であると推察されます。

②相談体制の充実

悩みや不安を解消するための施策は、対策のきめ細かさと組織的、総合的に取り組まれているかなど、質的な視点での評価も重要です。また、学校自身の相談力機能の衰退や外部化などが極端に進行しないよう、学校と関係機関や関係者との連携も重要と思います。今年度も一定の成果がみられるので、事業の効果性などは、3ではなく4の評価でも良いのではないかと思います。

評価委員からの意見

岩淵美克（日本大学法学部・同大学院教授）

全体として言えることですが、評価の基準が確定されていません。そのために、やや低い評価になっているところも見受けられます。たとえば事業目的の適合性ですが、事業を予定通り行えば3の評価を与えているようですが、事業を行うそのことが重要な意味を持つ事業もあります。そうしたものは、より高い評価を与えるべきと思います。また、手法の効率性は、予算との関係を考慮することも必要かもしれません。このように、各事業の評価基準を明らかにすることが、評価をチェックする際にも必要になると思います。

（これはすべての項目に張り付けておきます。）

心のケアの充実について

評価、とりわけ効果の項目は難しいと考えます。不登校者の削減の効果は上がっていると考えていいと思いますが、そもそも不登校者を減らす努力、すなわち不登校にならないようにするための努力と相反することになってしまいます。したがって、そうした点も踏まえたうえで効果は上がっていると評価しても構わないと思います。思い切って5をつける勇気も必要かと考えます。

また、不登校の原因としての家庭環境についても併せて、総合的な事業枠組みの中での評価の側面を強調してもいいと思います。不登校者と顔を合わせる中で、家庭環境の原因を見つけることは多々あると思います。単に心のケアだけではとても困難で、原因となる環境を変える必要性もあろうかと思いますが、簡単なものではありません。そうした所与の要因を加味したうえでの適応指導教室などの取組は高く評価されるべきです。ソーシャルワーカーなどとも連携したうえでのこうした取組では、家庭環境にもいわばメスを入れることも考慮しているようで、これも重要な取組です。

相談体制の充実

上記のコメントとほぼ同じと考えています。その中で、スクールカウンセラーの配置によるいじめの早期発見、未然防止につながっていることは、きめ細やかな対応という意味で高く評価されると思います。とりわけ、現在でもいじめによる自殺と思われる案件が後を絶たない現象を考えると大変有意義な取組と言えるでしょう。

とにかく、心のケアは現在でも十分に重要な課題であるのですが、今後ますます重要になる可能性もあります。事業計画の必要性は最大評価でも構いませんし、事業を行うことへの評価も高くしてもかまわないと考えます。

自信をお持ちになって、積極的な評価をするべきではないでしょうか。

評価委員からの意見

森嶋昭伸（日本体育大学児童スポーツ教育学部教授）

「心のケアの充実」と「相談体制の充実」の事業については、国や都でも進めている事業であり、それを受けて区の独自性も加えて推進されていることは評価できます。また、保護者への支援、家庭教育への支援を重視しようとする区の方針についても賛同できます。

その一方、私の経験から感じるのですが、国や都の新たな施策の方向に目を奪われがちで、学校がこれまでもっていた心をケアし育てる機能や、学校全体としての相談力の向上についての意識や努力が薄れがちになることを危惧します。

具体的に言えば、専門的な課題の広がりからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置増は理解できますが、学校（教職員や子ども同士、保護者や地域など）が本来もっている心を癒やし育てる力、日常的な悩みや相談事に対処していく機能などが、逆に低下する懸念も感じます。

この点は、各地域自治体が共通に抱える課題であると認識しています。

そのため、この事業を進めるに当たっては、心のケアや相談体制の充実について、専門的な見地からの対応とともに、各学校の日常的な取組や創意工夫などを積極的に交流していくこと（研究奨励校事業等との関連）を同時に進めていくなど、学校の教職員の意識や意欲を高めることが重要と考えます。

評価委員からの意見

渋谷 恵（明治学院大学心理学部教授）

(1) 「心のケアの充実」「相談体制の充実」事業においては、教育センター教育相談員による教育相談、専門機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援が行われています。平成 28 年度にはスクールソーシャルワーカーの派遣件数も増加しています。

児童・生徒の心の支援のためには、個々の実態に応じた支援、保護者や関連機関、専門家との連携が不可欠です。児童・生徒が抱える課題が多様化、複合化していることから、家庭、地域との関わりもますます重要性を増しています。児童・生徒の学習する権利の保障、社会的自立のためにも、個々の実態に応じた教育・福祉を含む総合的な支援、また保護者への支援等を引き続きお願いします。

(2) 「相談体制の充実」に関しては、電話での相談受付、相談時間の延長など、相談を必要とする区民にとって、より利用しやすい体制が作られています。

(3) 教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性の向上を促進し、相談を効果的に行えるようにするとともに、専門的な知見に基づく教職員に対する支援、問題解決・問題の予防に向けた取り組みも進めていただければと思います。また不登校などの課題を抱える児童生徒の保護者だけでなく保護者全体に対する講座やワークショップの実施、地域の講座の活用など、保護者に対する支援が一層充実することを望みます。

今後の取組の方向性

<豊かな心の育成>

長期間にわたり、学校を欠席している児童・生徒や不登校傾向の児童・生徒への支援体制の充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室（つばさ教室）、関係機関等との連携を図ります。

また、子どもたちの悩みや不安を解消するため、幼稚園、小・中学校でのスクールカウンセラーによる教育相談や教育センター相談員による相談体制の整備を推進するとともに、児童虐待や不登校、非行などの問題について、発生予防、早期発見、早期対応に努め、スクールソーシャルワーカーを事案ごとに派遣するなど、引き続き、教育と福祉の両面から問題解決にあたることができるよう支援してまいります。

1. 心のケアの充実

現在、心理的要因等により長期にわたり学校を欠席している児童・生徒や不登校傾向の児童・生徒に対して、適応指導教室（つばさ教室）での支援や全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校の未然防止と早期発見・早期解消、学校復帰を目指して、教育相談体制を充実させています。

今後は、平成29年度から開始した「学びの未来応援施策」における「学びの未来応援ケース会議」との関係を整理し、地域関係者を含めた不登校等の解決のための協議会（ケース会議）にスクールソーシャルワーカーの参加を積極的に促すことで、これまで以上に、児童・生徒に寄り添った効果的な支援ができるよう努めてまいります。

2. 相談体制の充実

現在、幼児・児童・生徒及び保護者の不安を少しでも取り除けるよう「教育センター教育相談員による教育相談」「スクールカウンセラーによる教育相談」「スクールソーシャルワーカーによる学校支援」など、外部と連携した様々な取組を通して、相談体制の充実を図っております。

今後は、外部や関係機関と連携した相談体制を充実させることはもとより、教員が、幼児・児童・生徒及び保護者の困りごと等の相談に対応し、解決に導くことができるよう学校の相談体制を強化させてまいります。具体的には、「教育相談研修会」「2・3年次研修会」「生活指導主任会」等の研修会を通して、教員の資質向上を図ってまいります。

4 評価対象テーマに対する点検及び評価

テーマ2 特別支援教育の推進

評価表

- ① 特別支援教育の充実
- ② 特別支援教育体制の整備

評価委員からの意見

今後の取組の方向性

種 別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	27～29	202		
港区学校教育推進計画	27～32	48～49		
港区の教育	29	64～65		

評価対象事業 平成28年度

事業名	特別支援教育の充実	所管課	学務課、指導室																							
主 要 施 策	目的	通常の学級、特別支援学級に在籍している幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境の整備及び、支援の内容や方法の充実を図ります。																								
	内容	<p>(1) 特別支援教室での指導の実施 全小学校の通常の学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童に対し、各学校が個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し、巡回指導教員が各学校に設置している特別支援教室において一人ひとりの特性に応じた個別指導を行っています。</p> <p>(2) 学習支援員の配置 教育委員会が委託しているNPOが養成した学習支援員を、校長、保護者のニーズを踏まえて配置しています。学習支援員は、授業のねらいを理解し、担任の意図をくみ取り、通常の学級に在籍する対象となる児童・生徒の学習の支援を行っています。</p> <p>(3) 特別支援アドバイザーなどの専門家の活用 特別支援アドバイザーが、幼稚園、小・中学校（通常の学級・特別支援学級）を原則年5回訪問し、該当幼児・児童・生徒の観察等を通して、教員、保護者への指導や助言を行っています。</p>																								
	進捗状況	<p>(1) 特別支援教室特別支援教室設置校数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置校数</td> <td>6校</td> <td>6校</td> <td>18校</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 学習支援員配置時間数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置時間数(時間)</td> <td>45,002</td> <td>39,259.5</td> <td>40,221.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 特別支援アドバイザーの観察対象幼児・児童・生徒数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援アドバイザーが観察した幼児・児童・生徒数</td> <td>312</td> <td>368</td> <td>427</td> </tr> </tbody> </table>			平成26年	平成27年	平成28年	設置校数	6校	6校	18校		平成26年	平成27年	平成28年	配置時間数(時間)	45,002	39,259.5	40,221.5		平成26年	平成27年	平成28年	特別支援アドバイザーが観察した幼児・児童・生徒数	312	368
	平成26年	平成27年	平成28年																							
設置校数	6校	6校	18校																							
	平成26年	平成27年	平成28年																							
配置時間数(時間)	45,002	39,259.5	40,221.5																							
	平成26年	平成27年	平成28年																							
特別支援アドバイザーが観察した幼児・児童・生徒数	312	368	427																							

所管課による自己評価の内容

事業費の状況（単位：千円）									
年 度	予算状況						決算状況		
	当 初 予算額	一 般 財源	国庫支出金 都支出金 基 金	その他	流用	補正	予算現額	決算額	執行率 (%)
平成 27 年度	96,216	96,216	▲1,104	0	0	0	95,112	85,463	89.86
平成 28 年度	91,244	91,244	0	0	0	0	91,244	88,033	96.48
平成 29 年度	91,064	91,064							

所管課による自己評価		
項 目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	障害者差別解消法の施行に伴い、今後一層の特別支援教育の充実を図る必要からも事業目的はニーズに合致しています。
事業の効果性	4	通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒への支援により、対象となる児童・生徒の学力や集団適応能力の向上につながります。
手法の効率性	3	一人ひとりの教育的ニーズに応じて個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し、必要な支援を講じることにより効率性が確保されています。
区が実施する妥当性	4	区として特別支援教育をより充実させていくためには、各幼稚園、小・中学校での取り組みに加え、区としても推進していく必要があるため、教育委員会事務局で実施することが妥当です。
事務継続の必要性 ※上記 4 項目から総合的に評価	5	特別支援教育の対象となる児童・生徒が増加しており、保護者のニーズに高まりがあるため、事業を継続していく必要があります。

総合評価	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
所管課による 評価コメント	<p>障害者差別解消法の施行とともに、次期学習指導要領にも総則及び各教科において、特別支援教育の充実について示される等、幼児・児童・生徒への特別支援教育への期待は高まっています。今後も、障害のある幼児・児童・生徒の支援体制の整備をすすめ、就学前から卒業後までを見据えた特別支援教育を一貫して推進していく必要があります。</p>

(数値も記入)
効果・成果

(1) 特別支援教室に在籍する児童について

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
「当該児童が所属している教室での学習で自信を付けている」と学級担任が評価した割合	/	80%	86%

※平成 28 年度は、特別支援教室 218 名のうち 175 名について、「所属している教室での学習で自信を付けている」と学級担任が評価している。

種 別	年度版	参照ページ	
港区基本計画	27～29		
港区学校教育推進計画	27～32	49	
港区の教育	29	65～66	

評価対象事業 平成28年度

事業名	特別支援教育体制の整備	所管課	学務課、指導室																																			
主 要 施 策	目的	幼児期から学校卒業までの一貫した相談体制を充実するとともに、特別支援教育の推進を担う教員等の資質の向上に努めます。																																				
	内容	<p>(1) 特別支援相談の充実 障害のあるすべての子どもに教育を保障することを基本理念とし、一人ひとりの子どもの障害の種類や程度、発達の状態に応じた適切な教育の場について、相談を受けます。障害のある子どもの発達の様子や個性は、障害の種類や程度の違いもあり、とりわけ多様です。教育委員会では、子どもたちがその可能性を十分発揮し、いきいきとした楽しい学校生活を送るためにはどのような教育の場が望ましいのか、保護者の方々に必要な情報を提供しながら相談を進めています。</p> <p>(2) 特別支援教育に関する教員の研修体制の充実 特別支援教育コーディネーターの資質向上及び教員の特別支援教育に対する正しい知識と対応力向上のために、研修会を実施しています。</p> <p>(3) 副籍制度の実施と充実 在籍校（都立特別支援学校）及び地域指定校（港区立小・中学校）の校長の権限と責任において、副籍制度に基づく交流及び共同学習実施計画書に基づき組織的・計画的に地域指定校において交流活動及び共同学習を行うことにより、一人ひとりの障害の状態に応じて、児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てます。</p>																																				
	進捗状況	<p>(1) 特別支援相談の充実 相談件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学相談</td> <td>119</td> <td>105</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>通級相談</td> <td>36</td> <td>26</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>学習支援員配置相談</td> <td>75</td> <td>90</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>経過相談</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>251</td> <td>242</td> <td>295</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年度に特別支援教室が全区立小学校に開設されたため、通級相談件数（情緒障害の通級学級であるつばみ学級分）の件数が減少しました。</p> <p>(2) 特別支援教育に関する教員の研修体制の充実 特別支援教育担当者（特別支援教育コーディネーター育成研修）会 参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会回数</td> <td>5回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>平均参加教員数</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>			平成26年度	平成27年度	平成28年度	就学相談	119	105	136	通級相談	36	26	22	学習支援員配置相談	75	90	110	経過相談	21	21	27	合計	251	242	295		H26	H27	H28	研修会回数	5回	5回	5回	平均参加教員数	40	40
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																			
就学相談	119	105	136																																			
通級相談	36	26	22																																			
学習支援員配置相談	75	90	110																																			
経過相談	21	21	27																																			
合計	251	242	295																																			
	H26	H27	H28																																			
研修会回数	5回	5回	5回																																			
平均参加教員数	40	40	67																																			

事業費の状況（単位：千円）									
年 度	予算状況						決算状況		
	当 初 予算額	一 般 財源	国庫支出金 都支出金 基 金	そ の 他	流 用	補 正	予算現額	決算額	執行 率(%)
平成 27 年度	4,232	4,232			▲2,392		1,840	1,798	98%
平成 28 年度	2,782	2,782			760		3,542	3,480	98%
平成 29 年度	7,686								

所管課による自己評価の内容

所管課による自己評価		
項 目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	当初からの事業目的と現在の事業目的は合致しています。
事業の効果性	4	特別支援相談については、保護者が相談を経ることで、より適切な就学先を選ぶことができ、一定の効果が確保されています。
手法の効率性	4	就学先について、保護者と教育委員会が合意形成を図り決定することとなっており、相談を経ることで、保護者が納得して、適切な就学先を選択することができるため、手法の効率性は確保されています。
区が実施する妥当性	5	特別支援相談については、学校での適切な教育を推進するため、教育委員会事務局で実施することが妥当です。
事務継続の必要性 ※上記 4 項目から総合的に評価	4	児童・生徒数の増加とあいまって、児童・生徒等の保護者からの特別支援教育に係る相談のニーズは高まっており、事業の継続は必要です。

総合評価	拡充 <u>継続</u> 縮小 廃止
所管課による 評価コメント	特別な支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあり、保護者の相談へのニーズも高まっています。現行の仕組みを維持しながら、相談を実施し、今後さらなる相談体制の充実を検討していくことが必要です。

効果・成果
数値も記入)

(1) 特別支援相談の件数
進捗状況 (1) の表参照

(2) 特別支援教育に関する教員の研修体制の充実
特別支援教育担当者（特別支援教育コーディネーター育成研修）会 参加者数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
研修会回数	5 回	5 回	5 回
平均参加教員数	4 0	4 0	6 7

(3) 副籍制度の活用による交流活動を実施した児童・生徒数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
児童数	1 6	2 6	2 6
生徒数	4	1 3	1 0

評価委員からの意見

小松郁夫（流通経済大学社会学部教授）

①特別支援教育の充実

特別支援教室の設置校が増加するなど、着実に施策の内容が充実してきています。一方で、必要とされる特別な支援のニーズや内容は個別的で、多様化し、複合的な内容になっていると思われます。適切にかつ適時的に支援を展開するためには、特に、年度当初での集中的な派遣や観察活動の充実などを期待します。

②特別支援教育体制の整備

相談件数の推移などを見ると、支援体制の整備は、着実に充実し、質的にも向上しているように見受けられます。今後は、事業の継続をさらに拡充する必要もあるのではないかと推察します。引き続き、きめ細かく、迅速に体制を整備して欲しいと考えます。

評価委員からの意見

岩淵美克（日本大学法学部・同大学院教授）

全体として言えることですが、評価の基準が確定されていません。そのために、やや低い評価になっているところも見受けられます。たとえば事業目的の適合性ですが、事業を予定通り行えば3の評価を与えているようですが、事業を行うそのことが重要な意味を持つ事業もあります。そうしたものは、より高い評価を与えるべきと思います。また、手法の効率性は、予算との関係を考慮することも必要かもしれません。このように、各事業の評価基準を明らかにすることが、評価をチェックする際にも必要になると思います。

（これはすべての項目に張り付けておきます。）

特別支援教育の充実

特別支援の対象となる児童・生徒の増加とのことから、こうした事業の必要性が高いことは明らかです。そうであるから、事業目的の整合性の評価が5となるのは必然でしょう。その中で、教室での学習で自信をつけている児童の増加、学級担任の評価であるけれども、教師の自信ややる気にもつながる結果であり、教師の努力が十分窺える結果だと思います。全体として高い評価ですが、このくらいの評価は当然であると考えます。

特別支援教育体制の充実

一般的な相談の充実や教員の研究体制の充実といった事業に加えて、私の勉強不足かもしれませんが、副籍制度の実施と充実について大きな関心を持っています。交流活動を実施した児童・生徒数はばらつきがあって当然のものなので、単なる数字だけでは判断できないと考えます。きめ細かい対応が必要となる分だけ、職員や教員の方々の負担が増加することになりますが、必要なことであることは間違いありません。継続的な実施とともに、副籍制度による児童・生徒の変化などの情報についても、何らかの方法で知らせていただくとありがたく感じます。

また、直接的なものではありませんが、平成28年度に特別支援教室が全区立小学校に開設されたことも、体制の充実といった観点からも素晴らしい対応と思います。

こうした特別支援が必要な児童・生徒に対するきめ細やかな対応や体制の充実は、格差社会や差別社会の解消といった政治的な観点からも重要な試みであり、事業の継続とますますの発展を期待したいと考えます。

評価委員からの意見

森嶋昭伸（日本体育大学児童スポーツ教育学部教授）

「特別支援教育の充実」と「特別支援教育体制の整備」の事業については、障害者差別解消法の施行や学習指導要領改訂とも連動するもので、区としてもそれを受けとめ、さらに推進されていることを評価します。

この事業では、特別支援アドバイザー、特別支援教育コーディネーター、学習支援員と学校(幼小中、都立特別支援学校など)とが相互に連携協力することにより、学校全体として指導力・対応力の向上を図ることが大切であると思います。これに関わって研修会等が行われていることも承知していますが、中学校等での拡充が求められる現在、研修会の内容・方法等の質的な充実が今後の課題であると思います。

なお、その効果・成果の指標として、「当該児童が所属している教室での学習で自信を付けていると学級担任が評価した割合」を用いていますが、「自信を付けている・・・」というのは若干抽象的で主観的と感じました。そこに子ども自身や保護者による評価等を加えるなど、新しい評価を加えてみるのはいかがでしょうか。

評価委員からの意見

渋谷 恵（明治学院大学心理学部教授）

(1) 子ども一人ひとりの特性に応じた教育を行うために、「特別支援教育の充実」「特別支援教育体制の整備」は重要な施策であり、適切な指導と支援のための環境の整備が必要です。港区においては、全小学校において、特別な教育的支援を必要とする児童に対し、個別指導計画および個別の教育支援計画が作成されており、その活用が図られています。中学校における取組も進められており、さらに推進されることが望まれます。

(2) 適切な支援のためには、子どもの特性に応じて幼児期など早期からの教育相談、保護者への情報提供、学校間の連携が求められます。幼児期から義務教育学校卒業までの一貫した相談体制の充実は、この点からも重要です。幼稚園から中学校までの各段階における支援体制整備とともに、学校間での情報の共有、適切な引継ぎ、連携のための仕組みづくりの一層の推進をお願いします。

(3) 「特別支援教育の充実」「特別支援教育体制の整備」にあたっては、特別支援教育コーディネーター、学習支援員の資質の向上とともに、すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識と技能を有すること、特に在籍する学級での指導においては教員が発達障害に関する知識を有することが必須です。専門性向上のための取り組みを引き続き期待します。

今後の取組の方向性

<特別支援教育の推進>

通常の学級、特別支援学級に在籍している幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境の整備及び支援の内容や方法の充実を図ることで、幼児・児童・生徒の深い学びにつなげます。

また、幼児期から学校卒業までの一貫した相談体制を充実させ、特別支援教育の推進を担う教員等の資質の向上を図ることで、一人ひとりの子どもの障害の種類や程度、発達の状態に応じた適切な教育を引き続き推進してまいります。

1. 特別支援教育の充実

現在、「特別支援教室での指導」「学習支援員の配置」「特別支援アドバイザーなどの専門家の活用」「副籍制度の実施と充実」など様々な取組を通して特別支援教育の充実を図っております。

今後は、各取組の成果と課題を踏まえ、効果・成果を図る指標『「当該児童が所属している教室での学習で自信をつけている」と学級担任が評価した割合』に加え、各学校が毎学期に実施する保護者面談等において、「当該児童が特別支援教室に通うことで、所属している教室での学習に自信をもって取り組むことができている」という観点で保護者に聞き取りを行い、より一人ひとりの特性に応じた個別指導を行ってまいります。また、児童・生徒の状況によっては、年度当初の特別支援教室の集中利用や学習支援員の配置時間数の増加等、取組を工夫してまいります。

2. 特別支援教育体制の整備

現在、子どもたちが、自分のもつ能力を十分に発揮し、いきいきとした楽しい学校生活を送ることができるよう保護者の方々に必要な情報を提供しながら適正就学に向けた相談を実施しています。また、特別支援教育コーディネーターの資質向上及び教員の特別支援教育に対する正しい知識と指導力向上を目的として、研修会を実施しています。

今後は、平成30年度から中学校全校において「特別支援教室」を開室することに伴い、平成28年度から小学校全校で実施している「特別支援教室」の成果を踏まえ、小学校から中学校への円滑な指導が行えるよう、年間5回実施している「特別支援教育担当者会」において、教員の資質向上を図ってまいります。

4 評価対象テーマに対する点検及び評価

テーマ3 学びの機会を生かす機会の充実

評価表

- ① 生涯学習講座提供事業（愛称：まなび屋）の充実

評価委員からの意見

今後の取組の方向性

種 別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	27～29			
港区生涯学習推進計画	27～32	44		
港区の教育	29	114		

評価対象事業 平成 28 年度

事業名	生涯学習講座提供事業（愛称：「まなび屋」）の充実	所管課	生涯学習推進課																							
主 要 施 策	目的	生涯学習に関する地域人材の活用を図るとともに、多様な学習機会を区民に提供することを目的とします。																								
	内 容	<p>学びの成果として身につけた知識や技能を、他者へ「教えたい」という意欲のある区民等が、教えたい内容を講座として登録し、「学びたい」意欲のある区民団体等の依頼に応じてボランティアで講座を実施します。</p> <p>【講座登録条件】</p> <p>○応募資格</p> <p>(1) 区内在住・在勤・在学者</p> <p>(2) 区内で活動する団体</p> <p>(3) 区内の企業</p> <p>(4) 区の生涯学習推進事業に協力できる者・団体・企業</p> <p>○内容</p> <p>区民の生涯学習に資するもの</p> <p>【講座受講条件】</p> <p>○対象団体</p> <p>(1) 原則として構成員が5人以上であって、その半数以上が区に在住、在勤又は在学している者である団体</p> <p>(2) 区内の小学校、中学校又は高等学校</p> <p>(3) その他教育長が特に認めるもの</p> <p>○経費の負担</p> <p>(1) 講師謝礼は原則として無料</p> <p>(2) 講座に係る教材費及び講師の交通費については、利用団体の実費負担</p>																								
	進 捗 状 況	<p>平成 29 年 3 月 31 日現在、64 講座の登録があり、講座数は前年比で微増となっておりますが、港区生涯学習推進計画の平成 28 年度目標である 70 講座を下回っており、目標値に届きませんでした。</p> <p>また、実施件数につきましても、港区生涯学習推進計画の平成 28 年度目標である 140 件を下回っており、目標値に届きませんでした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録講座数</td> <td>51</td> <td>55</td> <td>54</td> <td>57</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>123</td> <td>106</td> <td>110</td> <td>123</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>1,056</td> <td>983</td> <td>877</td> <td>986</td> <td>675</td> </tr> </tbody> </table>			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	登録講座数	51	55	54	57	64	実施件数	123	106	110	123	101	利用者数	1,056	983	877	986
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																					
登録講座数	51	55	54	57	64																					
実施件数	123	106	110	123	101																					
利用者数	1,056	983	877	986	675																					

所管課による自己評価の内容

事業費の状況（単位：千円）									
年 度	予算状況						決算状況		
	当 初 予算額	一般 財源	国庫支出金 都支出金 基 金	その他	流用	補正	予算現額	決算額	執行率 (%)
平成 27 年度	5	5	0	0	0	0		3	42%
平成 28 年度	4	4	0	0	0	0		4	100%
平成 29 年度	31	31							

所管課による自己評価		
項 目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	学んだ成果を生かしたい人が講師登録することで、知識や技能を持つ地域人材の活用につながっています。また、多様な内容の講座をメニュー化することで、区民に多様な生涯学習の機会を提供しています。
事業の効果性	3	実施件数及び利用者数は減少していますが、登録講座数は増加傾向にあります。
手法の効率性	3	講師と受講希望者が直接連絡を取り合うことで、講師と受講希望者の都合で日時や会場等を決めることができます。
区が実施する妥当性	5	本事業は、講座提供者と講座受講者のつなぎ役を区が行うことで、双方が安心して講座を提供・受講できるため、区が実施することは妥当です。
事務継続の必要性 ※上記 4 項目から総合的に評価	4	基本計画及び生涯学習推進計画では、学びの成果を生かす機会の充実を目標に掲げています。本事業はこの考えに沿った事業であり、事業の継続は必要です。

総合評価	拡充	継続	縮小	廃止
所管課による 評価コメント	本事業は、学びの成果を自分以外のために生かしたいという区民の積極的な意欲に応えるとともに、学んだことを社会へ還元することで学ぶ目的がより明確になり、学びの意欲が一層高まるなど、学習の成果を生かす機会を充実するうえで大変効果的な事業です。今後も、講座登録数を増やす取組を継続して行くとともに、実施件数及び利用者数が増加できるよう、事業運営を工夫してまいります。			

(数値も記入)
効果・成果

- 講座実施後に講座提供者から区に提出された実施報告書では、「わかりやすかった」「講師が自分のペースに合わせてくれて良かった」などの肯定的な意見が多く寄せられており、教えたい人と学びたい人の双方の意欲を高めており、区民の生涯学習の推進に大変効果的です。
- 登録講座数は、微増ながらも増加しており、学んだ成果を生かす機会として重要な役割を担っています。

評価委員からの意見

小松郁夫（流通経済大学社会学部教授）

利用者数の減少などが気になります。学びの成果を発信することの意義や重要性をもう少しPRして、多様で自主的な学びとその活用などに、いっそうの工夫を期待します

評価委員からの意見

岩淵美克（日本大学法学部・同大学院教授）

全体として言えることですが、評価の基準が確定されていません。そのために、やや低い評価になっているところも見受けられます。たとえば事業目的の適合性ですが、事業を予定通り行えば3の評価を与えているようですが、事業を行うそのことが重要な意味を持つ事業もあります。そうしたものは、より高い評価を与えるべきと思います。また、手法の効率性は、予算との関係を考慮することも必要かもしれません。このように、各事業の評価基準を明らかにすることが、評価をチェックする際にも必要になると思います。

（これはすべての項目に張り付けておきます。）

生涯学習講座提供事業（愛称：まなび屋）の充実

大変面白い試みであると、個人的には、高く評価しています。目標値である70講座、140件の実施件数を下回っているということですが、基本的に予算のかからない事業であるので、目標値の設定にもよりますが、あまり関係のないことであると考えます。興味深い事業であるから申し上げますが、運営上の改善でより効率的である事業になると思います。私見にすぎませんが、例えば受講条件でグループに制限しているところはどうか。講師と参加者が直接日程や場所を決める方法も合理的であります。これ以外で、日時、場所を決めた講座を開講するであるとかの方法で個人的参加者を可能にすることも可能でしょう。また、多種多様な講座が開講されてはいますが、広報などの補助的な体制の確立や効率的な方法なども考えていくべきではないでしょうか。

あまり手をかけると職員の方の負担が増大しますが、それとの兼ね合いの中で構わないので、検討の価値はあると思います。とりあえずは、参加者の声などを聴きながら、検討する価値はあろうかと思います。

発展性のある事業ですので、継続するとともに大きな効果を期待しています。

評価委員からの意見

森嶋昭伸（日本体育大学児童スポーツ教育学部教授）

「生涯学習講座提供事業の充実」については、港区の創意溢れる施策である「学びの循環の仕組」づくりを進める点から、他地域ではあまり見られない貴重な事業と評価します。一方、平成24年度から28年度までの実施件数や利用者数の推移を見る限り、その停滞が残念に思われます。その点から、今後、内容・方法等について見直しする必要もあるのではないかと考えます。

この点に関して、私見を若干述べます。

まず「教えた人」の方ですが、芸術・文化や家庭生活の分野に比べて、言語・スポーツの分野が少ない気がします。また、教育や社会事象などの講座も開発されることを望みます。

次に、「学びたい人」の方ですか、グループが対象ですので、ホームページでの発信だけでなく、区内の教育機関や福祉施設、事業所などに広く周知されることが望ましいと思います。また、事業の広がりを妨げる要因の一つとして、人数と施設確保などが壁になっているのではないかと考えます。ただし、この事業の意義と健全な発展を考えると、一定のハードルの高さ(人数など)は必要であると思いますので、グループとして活動しているところ、例えば学校・PTAや事業所等への呼びかけを工夫することが必要ではないでしょうか。

なお、ここまで述べて思ったことですが、この事業で参加者や希望が多いものについては、個人としての参加の機会や回数なども考慮されてよいのではないかと思います。

評価委員からの意見

渋谷 恵（明治学院大学心理学部教授）

(1) 個人が自らの学習ニーズに基づき学んだ成果を新たな教育活動に活かすことは、個人の学びを促進するとともに、社会全体の持続的な教育力の向上、コミュニティのつながりの深化にもつながります。

「まなび屋」事業では、「学びたい人」と「教えたい人」をつなぐ仕組みを整備し、パンフレットとHP掲載の形で情報を伝達しています。HPでは、講義内容、講座開設の条件、講師が有する資格等、より詳しい情報を見ることができ、講師選択の参考になっています。開講数をみると、複数回、連続での開講もあり、継続的な学習の契機となっているケースもみられます。

地域における学びの循環の促進のための重要な施策ですので、継続的な実施と一層の促進をお願いします。

(2) 講師同士が情報交換や親睦を深める機会を設けることも、講師の意欲の向上、学習活動の質的向上を図るために重要であり、学びのネットワークづくりにつながります。

受講者を増やす取り組みとしては、活動内容をより見えるようにすること、気軽に参加できる場をつくること、参加しやすい雰囲気を作ることも考えられます。例えば実際の講座の様子、講師や受講者の感想などを写真なども添えてHPなどに掲載することで、より具体的なイメージが受講希望者に伝わるかもしれません。またすでに行われている生涯学習のイベントなどと合わせて、講師による展示・体験ブースを設置する、ミニ体験講座を実施するなど、講師と受講希望者が短時間であっても実際に交流できる場があってもよいと思います。

今後の取組の方向性

<学びの成果を生かす機会の充実>

学びの成果を自分以外のためにいかしたいという区民の意欲に応えるとともに、学びの意欲が一層高まるよう、学びの成果をいかす機会を充実します。

生涯学習講座提供事業「まなび屋」の充実

利用する側の人数が5人以上という、現在の条件が利用しづらさにつながっていることから、3人以上とするなどの条件緩和を検討します。

また、港区立生涯学習センターで活動している団体が日頃の成果を発表する場として実施している「フェスティバルーン」において、「まなび屋」を体験できるブースや「まなび屋」に関する展示スペースを設け、区民が「まなび屋」を利用するきっかけをつくるなど、活動内容の見える化を促進していきます。

さらに、平成27年度から実施している「まなび屋講座」(※)により利用促進を図るほか、「まなび屋」の情報を区ホームページや区報へ掲載するとともに、港区立生涯学習センターや区民センター等の区有施設へのパンフレット配布を継続して行います。

以上の取組のほか、学校や企業等への呼びかけにより、「まなび屋」のさらなる活性化を図るなど、「まなび屋」の利用者が気軽に利用しやすい環境をつくります。

※「まなび屋講座」

「まなび屋」の活性化を図るため、生涯学習センターが主催となって行っています。生涯学習センターが実施することにより1人から参加を可能とし、「まなび屋」を体験してもらうこと、周知することを目的としています。

4 評価対象テーマに対する点検及び評価

テーマ4 障害者のスポーツ活動の促進

評価表

- ① 障害者スポーツの観戦機会の創出

評価委員からの意見

今後の取組の方向性

種 別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	27～29			
港区スポーツ推進計画	27～32	48		
港区の教育	29	125		

評価対象事業 平成 28 年度

事業名	障害者スポーツの観戦機会の創出	所管課	生涯学習推進課																										
主 要 施 策	目的	障害者スポーツの教室やイベント等の実施を通じて、障害者スポーツを観戦・体験する機会を創出し、障害のある人の「する」スポーツの振興と、障害のない人の「みる」、「する」、「支える」スポーツの振興を図り、障害の有無等の区別なく相互理解と交流を広げることを目的とします。																											
	内容	スポーツセンター等で障害者スポーツの競技団体や区内企業等と連携して、障害者スポーツの教室やイベント等を実施し、障害者スポーツを観戦・体験するなど、障害者スポーツに触れる機会を創出します。 対象は、区内在住・在勤・在学者とし、参加費は無料です。																											
	進捗状況	<p>平成 27 年度体験会実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>競技名</th> <th>場 所</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シッティングバレーボール</td> <td>港区スポーツセンターアリーナ</td> <td>12 人</td> </tr> <tr> <td>車いすフェンシング</td> <td>港区スポーツセンターサブアリーナ</td> <td>102 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計 114 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 28 年度体験会実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>競技名</th> <th>場 所</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シッティングバレーボール</td> <td>港区スポーツセンターアリーナ</td> <td>37 人</td> </tr> <tr> <td>パラ・パワーリフティング</td> <td>港区スポーツセンター多目的室</td> <td>60 人</td> </tr> <tr> <td>ゴールボール</td> <td>港区スポーツセンターサブアリーナ</td> <td>9 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計 106 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※港区スポーツ推進計画では、取組目標として、平成 27 年度 2 回、平成 28 年度 3 回を予定し、計画通り実施しています。 しかし、成果指標とした参加者数は、平成 27 年度と比較して、平成 28 年度は減少しており、目標数値（平成 27 年度 120 人、平成 28 年度 180 人）を各年度とも下回り、達成できていません。</p>		競技名	場 所	参加者数	シッティングバレーボール	港区スポーツセンターアリーナ	12 人	車いすフェンシング	港区スポーツセンターサブアリーナ	102 人			計 114 人	競技名	場 所	参加者数	シッティングバレーボール	港区スポーツセンターアリーナ	37 人	パラ・パワーリフティング	港区スポーツセンター多目的室	60 人	ゴールボール	港区スポーツセンターサブアリーナ	9 人		
競技名	場 所	参加者数																											
シッティングバレーボール	港区スポーツセンターアリーナ	12 人																											
車いすフェンシング	港区スポーツセンターサブアリーナ	102 人																											
		計 114 人																											
競技名	場 所	参加者数																											
シッティングバレーボール	港区スポーツセンターアリーナ	37 人																											
パラ・パワーリフティング	港区スポーツセンター多目的室	60 人																											
ゴールボール	港区スポーツセンターサブアリーナ	9 人																											
		計 106 人																											

所管課による自己評価の内容

事業費の状況（単位：千円）									
年 度	予算状況						決算状況		
	当 初 予算額	一般 財源	国庫支出金 都支出金 基 金	その他	流用	補正	予算現額	決算額	執 行 率 (%)
平成 27 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 28 年度	5,444	5,444	2,778		-247		5,197	4,665	89.76
平成 29 年度	8,009	8,009					8,009		

所管課による自己評価		
項 目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	障害者スポーツを通して、身体を動かすことの楽しさを気軽に体験し、競技を観戦することができる場を提供するという本事業の目的に適合しています。
事業の効果性	3	本事業を通じて、障害者スポーツに親しむことで、障害のある人の「する」スポーツ活動の振興に繋がります。また、障害者がスポーツを「する」姿を「みる」、触れることにより、参加者のスポーツを「する」、「支える」活動の振興に繋がります。
手法の効率性	4	事業を実施するスポーツ施設への障害者スポーツ指導員有資格者の配置により、一人ひとり、きめ細かい指導ができることから、障害者スポーツに親しみ、楽しむことができ効率的です。
区が実施する妥当性	4	障害者がスポーツをできる場所が限られる中、区のスポーツ施設において障害者スポーツの競技団体、区内企業等と連携・協力して、本事業を実施しているため、区が実施することは妥当です。
事務継続の必要性 ※上記 4 項目から総合的に評価	4	障害の有無や年齢・性別に関わらず、誰もが、身近な場所で、スポーツに親しみ、楽しみながら、スポーツに関わることができるよう、障害者のスポーツ振興の取組を強化していくためには、本事業を継続することが必要です。

総合評価	拡充 <u>継続</u> 縮小 廃止
所管課による 評価コメント	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、障害者スポーツの普及、振興を図る必要があります。障害者の「する」スポーツの振興、区民の障害者スポーツを「する」、「みる」、「支える」活動の振興に繋げるため、今後も本事業を継続して実施します。

(数値も記入)
効果・成果

障害の有無等の区別なく、誰もが運動することの素晴らしさや楽しさを感じる機会とするため、障害者スポーツの体験教室をスポーツセンターで開催してきました。

平成 27 年度は、「一般社団法人日本パラバレーボール協会」との連携による「シッティングバレーボール体験会」と、「NPO 法人日本車椅子フェンシング協会」との連携による「車椅子フェンシング体験会」を実施しました。

平成 28 年度は、「一般社団法人日本パラバレーボール協会」との連携による「シッティングバレーボール体験会」、港区内に本社がある「株式会社乃村工藝社」との連携による「パラ・パワーリフティング体験会」及び「日本ゴールボール協会」との連携による「ゴールボール体験会」を実施しました。

平成 29 年度は、引き続き障害者スポーツの競技団体や、区内企業と連携し、体験会を実施するとともに、障害者スポーツの試合・大会の誘致や企業と連携したイベントを実施し、障害者スポーツの観戦の機会を更に拡大する予定です。

参加者からは、パラリンピアン技術や夢を追いかける姿に、歓声や拍手がわき起こりました。

今後も、これらの取組を継続して、障害の有無等の区別なく、障害者スポーツに触れる機会を積極的に創出し、障害のある人の「する」スポーツの振興、障害のない人の「する」、「みる」、「支える」スポーツの振興に繋げていきます。

評価委員からの意見

小松郁夫（流通経済大学社会学部教授）

事業の目的や成果は、今後ますます重要で意義のあるものになると期待しています。当面は、実施方法に工夫を加え、いっそう「する」立場の人が参加しやすく、「みる」「する」「支える」側の人々との連携や一体感などを持たせられるようにPR活動などに工夫を期待します。

評価委員からの意見

岩淵美克（日本大学法学部・同大学院教授）

全体として言えることですが、評価の基準が確定されていません。そのために、やや低い評価になっているところも見受けられます。たとえば事業目的の適合性ですが、事業を予定通り行えば3の評価を与えているようですが、事業を行うそのことが重要な意味を持つ事業もあります。そうしたものは、より高い評価を与えるべきと思います。また、手法の効率性は、予算との関係を考慮することも必要かもしれません。このように、各事業の評価基準を明らかにすることが、評価をチェックする際にも必要になると思います。

（これはすべての項目に張り付けておきます。）

障害者スポーツの観戦機会の創出

健常者と障害者の垣根をなくすことに通じる事業の一環ですので、事業自体も高く評価できるものと思います。この事業は行うことが意味のある事業ですので、目標数値を達成できていないことはあまり深い意味がないものと考えます。オリンピックがようやく、オリンピック・パラリンピックと呼び名を変えていく中で、障害者の方々のみならず健常者の意識を変えるうえでも、大きな意味を持つ可能性が感じられます。参加者については、健常者と障害者の割合も気になります。主たる目的が、障害者と健常者の相互理解と交流を広げるとありますが、この場合に健常者の方々を中心に広報を行っているのか、それとも同等の割合で障害者の方にもお声掛けをしているのかも気になります。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けての格好の機会であるので、本事業の行う意義は、普段の対応にまして重要であると考えます。

可能であるようであれば、参加者の方の声についてもやや詳しく聞きたいと思いました。社会的な意義の非常に高い事業ですので、2020年をゴールとすることなく、継続していくことを期待しています。

評価委員からの意見

森嶋昭伸（日本体育大学児童スポーツ教育学部教授）

「障害者スポーツの観戦機会の創出」については、近年開始された事業であり、今後さらに推進されていくことを期待します。

その際、今日のようにスポーツ活動がますます多様化していく中、「する」「見る」「支える」といったより体験的な経験だけでなく、「知る」という視点からの取組の工夫も期待されます。

例えば、ICTを活用したり、パブリック・ビューイングを実施したり、学校教育との関連を図ったり、企業の協力を得たり、さらには生涯学習の事業との関連を図ったりするなど工夫しながら、「楽しく知る」という視点からの取組を進めていくことも効果的ではないかと思います。

評価委員からの意見

渋谷 恵（明治学院大学心理学部教授）

1) 2020年東京パラリンピック競技大会の開催に向けて、国内で様々なイベントが行われるようになりました。これを一過性のものとするのがないよう、障害者スポーツの活性化と理解の進展に向けた継続的な取り組みが必要と考えます。

最近では障害者スポーツイベントや大会の中継などがテレビで報じられることも多くなってきました。そのため、映像を通して観戦する機会は以前より増えていると感じます。こうしたなか、地域におけるスポーツイベントの実施にあたっては、「観戦」に加えて、実際に「体験」する、また「交流」する機会を設けることに大きな意義があると考えます。「障害者スポーツの観戦機会の創出」事業においても、体験や交流の場を設定することによって、相互理解の深まり、継続的な参加の契機となることを願います。

(2) 障害者スポーツに取り組む企業・団体、また地域の学校との連携を図ることにより、より広く参加者を募る取り組みが求められます。すでに企業との連携などがなされており、一定の参加者があったとの報告がありました。障害者スポーツに積極的に取り組んでいる企業、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を支援している企業との連携など、港区の強みを活かした取り組みが可能と考えます。

公立学校においては「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育プログラムとの関わり、また近隣の大学との連携なども考えられます。こうした連携の取り組みは、参加者数を増やすためだけでなく、相互理解の促進や継続的な支援にもつながることと思います。

今後の取組の方向性

<障害者のスポーツ活動の促進>

障害のある人の「する」スポーツの振興と、障害のない人の「みる」、「する」、「支える」スポーツの振興を図り、障害のある人とない人の相互理解と交流を広げることができるよう、障害者スポーツに触れる機会を創出します。

障害者スポーツの観戦・体験機会の創出

港区スポーツセンターや各運動場等で、区内企業や競技団体等と連携し、パラリンピック競技に限らず、さまざまな障害者スポーツ競技を体験できるよう取り組みます。

また、参加者を増やすため、区立小・中学校や特別支援学校へのチラシ配布、区設掲示板へのポスター掲示等の他、私立学校や在勤者への効果的な広報の仕方を検討します。

さらに、参加者にアンケートを行い、より満足度の高い体験会となるよう、障害者スポーツの競技団体、東京都障害者スポーツ協会や区内企業と連携しながら内容の充実を図ります。

今後も、これらの取組を継続して、障害のある人もない人も障害者スポーツに触れる機会を積極的に創出し、障害のある人の「する」スポーツの振興、障害のない人の「する」、「みる」、「支える」スポーツの振興に繋げていきます。

4 評価対象テーマに対する点検及び評価

テーマ5 地域特性や利用者動向に応じた資料の充実

評価表

- ① 幅広い視点からの資料収集

評価委員からの意見

今後の取組の方向性

種 別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	27～29			
港区立図書館サービス推進計画	27～32	29		
港区の教育	29	164		

評価対象事業 平成28年度

事業名	幅広い視点からの資料収集	所管課	図書・文化財課
主 要 施 策	目的	<p>区民の幅広いニーズに応えるため、蔵書を計画的に増やし、区民の課題解決に役立つ資料を整備します。また、各館の地域性を踏まえた特色ある資料収集に努め、より専門的な課題にも対応できるようにします。</p>	
	内容	<p>各分野の資料を幅広く収集するとともに、利用者のニーズや図書館の周辺状況を勘案し、図書資料、視聴覚資料などの充実に努めます。</p> <p>資料の購入は、地域の特性を活かし、外国人が多く住んでいる、在勤・在学の利用者が多い、住宅街にあるなど、その図書館の立地条件や利用者の状況を踏まえ、資料提供を進めます。また、入手困難な古書、洋書、大活字本などの専門的な資料の収集も積極的に行います。</p> <p>区立図書館ですでに蔵書している資料については、各館の蔵書構成に留意し、図書館間の移動も行います。地域の企業や図書館利用者から寄贈された資料についても蔵書に取り入れるなど有効活用を図ります。</p> <p>図書館利用者に地域の情報を素早く提供するために、企業やNPOなどの団体が作成する社報、社史などの資料収集に取り組んでいきます。</p> <p>麻布図書館の蔵書については、引き続き計画的に整備を進めます。</p>	
	進捗状況	<p>○平成27年5月 利用者の意見を聞く利用者懇談会で、「芝五丁目複合施設」に向けた資料収集方針について要望を受けました。</p> <p>○平成27年11月～12月 「芝五丁目複合施設整備基本計画（素案）」意見募集において、図書館の本の充実や資料の劣化による買い替え、障害者や高齢者向けの読書支援のご意見をいただき、図書館の収納スペースを拡大し、新たな資料の充実に取り組むことを基本計画に盛り込みました。</p> <p>○平成28年3月 「港区の図書館サービスに関するアンケート調査」を実施</p> <p>○平成28年10月～平成29年2月 「芝五丁目複合施設」基本計画を実施するために、全図書館の蔵書構成を新たな視点で考え、「港区立図書館資料収集方針」の見直しを内部検討しました。</p> <p>○平成29年3月 「港区立図書館サービス推進計画」の改定のため、調査、検討を開始しました。その他にも、「港区立図書館資料収集方針」の見直しについて、学識経験者等を招聘し、検討委員会を開催する準備も進めました。また、社報、社史などの資料を収集するために関係課と打合せをし、平成29年度から収集を開始しています。</p> <p>以上の取組みを行いながら、購入図書の手配による蔵書資料の充実、地域の企業や図書館利用者からの寄贈資料の受入2方面からの資料充実に努めます。</p>	

所管課による自己評価の内容

事業費の状況（単位：千円）									
年 度	予算状況						決算状況		
	当 初 予算額	一般 財源	国庫支出金 都支出金 基 金	そ の 他	流用	補正	予算現額	決算額	執 行 率(%)
平成 27 年度	147,635	147,635	0	0	0	0	147,635	147,205	99.7
平成 28 年度	147,090	147,090	0	0	0	0	147,090	143,912	97.8
平成 29 年度	141,023	141,023	0	0	0	0			

所管課による自己評価		
項 目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	3	港区立図書館に関するアンケート調査により、魅力的な施設になる項目で1位が「話題の本、CD等の所蔵と提供」という図書館利用者の回答が確認されていることから区民の要望と事業の目的は一致しています。
事業の効果性	3	基本的な資料から専門書、だれでも利用しやすい資料を幅広く提供することで、図書館利用者の学習意欲を向上するとともに、図書館利用者の促進を図ります。
手法の効率性	4	図書館利用者アンケートによる要望や利用者リクエストの実態を把握し、新刊本などを早く利用者へ提供するため、全館合同で毎週資料選定を行っています。また、蔵書点検を行う中で、社報、社史などの情報誌の資料整備を定期的に行っています。
区が実施する妥当性	3	「芝五丁目複合施設」に港区立図書館の中央館的機能を移転することから、港区立図書館の蔵書構成を再構築し、各図書館の地域特性や利用者の動向を生かし、反映した資料の所蔵や安定した資料提供を実現するには、区が実施すべき事業です。
事務継続の必要性 ※上記4項目から総合的に評価	3	今後も利用者の多様なニーズに応えるため、新しい視点の「港区立図書館資料収集方針」を整備し、各図書館の蔵書を計画的に行い、利用者の学習や情報収集等に役立つ資料整備が必要であり、事業の継続が見込まれます。

総合評価	拡充 <u>継続</u> 縮小 廃止
所管課による 評価コメント	「港区立図書館サービス推進計画」を踏まえ、蔵書を計画的に増やし、図書館利用者の促進を図るとともに、「港区立図書館資料収集方針」を見直しながら、より地域に密接した個性ある蔵書構成の実現に取り組む必要があります。

(数値も記入)
効果・成果

◆「港区立図書館サービス推進計画」との所蔵数比較

	平成 27 年度	平成 28 年度	前年度比較
計画資料数 (冊)	1,089,000	1,100,000	11,000
実績 (冊)	1,097,975	1,118,314	20,339
比較 (冊)	8,975	18,314	—
比較 (達成率)	100.82%	101.66%	—

港区立図書館の各図書館所蔵数の過去2年間を「港区立図書館サービス推進計画」と比較すると所蔵年次計画を上回っています。

◆各館別所蔵資料数

【平成 27 年度】

	一般	ヤング	児童	視聴覚	合計
みなと	194,045	8,600	34,313	34,504	271,462
三田	141,319	7,962	22,253	9,597	181,131
麻布	77,987	4,926	16,644	3,944	103,501
赤坂	122,382	7,754	25,699	6,398	162,233
高輪	109,916	4,842	35,032	10,517	160,307
分室	710	21,049	25,127	2,100	48,986
港南	128,688	4,931	26,820	9,916	170,355
合計	775,047	60,064	185,888	76,976	1,097,975

【平成 28 年度】

	一般	ヤング	児童	視聴覚	合計
みなと	193,803	9,565	34,693	34,479	272,540
三田	140,874	8,184	23,479	9,308	181,845
麻布	83,577	5,671	17,499	4,201	110,948
赤坂	126,252	8,001	26,859	6,627	167,739
高輪	111,622	4,928	36,098	10,634	163,282
分室	714	22,093	26,605	2,340	51,752
港南	127,649	5,114	27,304	10,141	170,208
合計	784,491	63,556	192,537	77,730	1,118,314
前年度比較	9,444	3,492	6,649	754	20,339

◆図書資料の有効活用

区立図書館ですでに所蔵している資料については、蔵書構成に留意しながら、図書館間の移動も行います。平成 27 年度には、2,660 冊を麻布図書館に保管替えしました。

評価委員からの意見

小松郁夫（流通経済大学社会学部教授）

「港区立図書館サービス推進計画」に基づき、公立図書館で都心に位置する貴重な施設としてのあり方を常に見直し、利用者のニーズを的確に把握すると同時に、単純に「人気の図書」などの整備に力を注ぐだけでなく、古書、洋書、社報や社史などの地域特性を生かした収集と整備も大切にして欲しいと考えます。図書館は、長期的に見て、貴重な文化財の保護や保管を担う施設です。蔵書内容や利用者の多様なニーズを丁寧に拾って、サービスの質的な評価ができるデータも活用して欲しいと思います。

評価委員からの意見

岩淵美克（日本大学法学部・同大学院教授）

全体として言えることですが、評価の基準が確定されていません。そのために、やや低い評価になっているところも見受けられます。たとえば事業目的の適合性ですが、事業を予定通り行えば3の評価を与えているようですが、事業を行うそのことが重要な意味を持つ事業もあります。そうしたものは、より高い評価を与えるべきと思います。また、手法の効率性は、予算との関係を考慮することも必要かもしれません。このように、各事業の評価基準を明らかにすることが、評価をチェックする際にも必要になると思います。

（これはすべての項目に張り付けておきます。）

幅広い視点からの資料収集

特に指摘することのない事業と思われます。このまま継続して行っていただきたいと思ひます。

強いて挙げれば、たとえば高校生や大学生のレポート作成のために図書館を利用する場合、また大学入試では推薦入学者の増加が顕著であり、そのための小論文の資料などの必要性も増大していると思われます。こうしたニーズに対しての資料なども必要性が増加する可能性があります。時事的な問題に関する資料を集めたコーナーなどの存在も重要でしょう。あるいは、大学入学時点で就職や資格試験に関する質問が多くあります。こうした時代のニーズも踏まえることも必要かもしれません。

また、「まなび屋」を一つの資料と考えれば、連携することで両者の事業を効果的かつ効率的に行うこともできるかもしれません。あるテーマを設定して日時場所を決めた上で高校や中学などに働きかけることも有効かもしれません。あらゆる可能性を考慮し、またほかの事業との連携を模索してはいかかでしょうか。

全体的な評価ももう少し高くてもいいように感じました。

評価委員からの意見

森嶋昭伸（日本体育大学児童スポーツ教育学部教授）

「幅広い視点からの資料収集」の事業については、現在の情報量の拡大や多様化、まだニーズの多様化や予算確保などの面から、どの自治体にも共通する課題であると考えます。

こうした中、幅広い視点からの資料収集や蔵書については、デジタル化を含めた検討が必要と思います。特に、図書館の機能の一つとして、「学びの交流」の場など滞在型の教育・文化施設といった方向を考える場合には、蔵書数の拡充にあまりとらわれないことが必要であると思います。

また、今日のように、社会変化が激しい中では、古い資料やデータ等に関しては、思い切って廃棄していく方が、データや資料の正確性を担保するうえで大事ではないかと思えます。

捨てるものと残すものを選択し、また、新たな情報ツールや図書館の役割を模索していくことが、地域の図書館に共通した課題であると考えます。

評価委員からの意見

渋谷 恵（明治学院大学心理学部教授）

(1) 図書館の運営にあたっては、地域の状況、学術的・資料的価値の検討に加えて、利用者のニーズを把握し応えていくことも重要な要素と考えます。利用者懇談会、計画に関する意見募集、図書館利用に関するアンケート等の実施を通して、継続的に利用者の意見を集約し、ニーズの検討のもとに事業が行われています。

(2) 「港区立図書館資料収集方針」の見直しについては、利用者のニーズ、学識経験者の意見も踏まえつつ、地域の特性に応じた方針が検討されていると思います。一般書に加えて、①地域に関する資料、②社報、社史等、港区にかかわる企業や各種団体の資料など、港区にある資源を活用した資料を充実させることは、地域に根差した特色ある図書館の実現につながります。

「平成 27 年度港区の図書館サービスに関するアンケート調査の実施結果について」(平成 28 年 3 月実施、有効回答数 1390 件) においては、「港区立図書館がより魅力的な施設になるためには」との問いに、「書店等では扱っていない絶版本や希少本に触れることができるサービス」(32.8%)、「新刊本や週刊誌などをいち早く読むことができるサービス」(31.7%) が高い回答として挙げられていました。特色があり、かつバランスの取れた選書は住民ニーズにも応えていると考えます。

(3) 港区図書館全体、また各館での特色づくりと合わせて、利用者が幅広い書籍にアクセスできるよう、区立図書館と学校図書館との連携、区立公共施設、大学図書館及び専門図書館との連携など図書館ネットワークの整備、またレファレンスサービスの充実がより一層進むようお願いします。

(4) 先のアンケートでは、「子どもから高齢者、障害者、外国人を含めすべての人が利用しやすい施設」(30.2%) との回答も多くありました。年齢、障害の有無にかかわらず利用しやすい図書館、また外国籍住民も利用しやすい図書館となるよう期待します。

評価委員からの意見

渋谷 恵（明治学院大学心理学部教授）

1) 2020年東京パラリンピック競技大会の開催に向けて、国内で様々なイベントが行われるようになりました。これを一過性のものとするのがないよう、障害者スポーツの活性化と理解の進展に向けた継続的な取り組みが必要と考えます。

最近では障害者スポーツイベントや大会の中継などがテレビで報じられることも多くなってきました。そのため、映像を通して観戦する機会は以前より増えていると感じます。こうしたなか、地域におけるスポーツイベントの実施にあたっては、「観戦」に加えて、実際に「体験」する、また「交流」する機会を設けることに大きな意義があると考えます。「障害者スポーツの観戦機会の創出」事業においても、体験や交流の場を設定することによって、相互理解の深まり、継続的な参加の契機となることを願います。

(2) 障害者スポーツに取り組む企業・団体、また地域の学校との連携を図ることにより、より広く参加者を募る取り組みが求められます。すでに企業との連携などがなされており、一定の参加者があったとの報告がありました。障害者スポーツに積極的に取り組んでいる企業、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を支援している企業との連携など、港区の強みを活かした取り組みが可能と考えます。

公立学校においては「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育プログラムとの関わり、また近隣の大学との連携なども考えられます。こうした連携の取り組みは、参加者数を増やすためだけでなく、相互理解の促進や継続的な支援にもつながることと思います。

今後の取組の方向性

<地域特性や利用者動向に応じた資料の充実>

図書館資料の収集については、区民の幅広いニーズに応えるため、様々な視点から資料の充実に努めてまいります。

(1) 収集資料の充実について

図書館資料は、図書資料のみでなく、視聴覚資料、障害者、高齢者向け資料など、誰でも手に取って利用できる資料の充実に努めます。

また、購入のみに頼らず、図書館利用者や地域企業などからの寄贈資料も収集し、地域に関する資料や社報、社史等港区に関わる企業や各種団体の資料なども、公立図書館として、港区にある資源を有効活用した資料の充実に努めます。

(2) 蔵書の構成について

図書館では、利用者のニーズに応えるため、リクエスト数の多い資料については、複数そろえて、多くの利用者に提供しています。また、調べものや研究などの資料となるビジネス、法律、医療、行政などの情報データから専門書まで、バランスを考慮した蔵書を計画的に整備していきます。

資料保存に関しては、データや資料の正確性を担保しながら、古いものでも港区に関わる地域資料や郷土資料を充実させていきます。

また、各地区ごとの特色ある蔵書構成を目指すとともに、検索機能の充実や利用者が探している資料を提供できるよう、区の連携施設や大学図書館などとも協力体制の強化に努めます。

(3) 資料を活用した図書館サービスについて

レファレンスサービスは、図書館資料を活用した課題解決サービスとして、利用者への広報・周知活動について強化し、利用を促進します。

あらゆる人びとの学びを支える図書館として、誰もが利用しやすい図書館としての環境整備や資料の有効活用、図書館サービスの質の向上を図ります。

4 評価対象テーマに対する点検及び評価

テーマ6 授業での学校図書館活用の促進

評価表

- ① 調べ学習の支援・促進

- ② 授業カリキュラムに応じた支援の実施

評価委員からの意見

今後の取組の方向性

種 別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	27～29			
港区子ども読書活動推進計画	27～32	41		
港区の教育	29	170		

評価年度 平成 28 年度

事業名	調べ学習の支援・推進	所管課	図書・文化財課
主 要 施 策	目的	教諭とRAS（リーディングアドバイザースタッフ）が協働し、学校図書館で子どもたちが分からないことを調べる機会を授業の中に設けることで、調べ学習を促進します。	
	内容	<p>学校図書館の活用により、授業の支援や、ビジュアルブックや図鑑などの利用により子どもたちが、自分で分からないことを調べて学びます。</p> <p>区立図書館は学校図書館と連携し、資料を使って調べる方法を学ぶ機会や、公益財団法人図書館振興財団が小学校1年生以上を対象に行っている「調べる学習コンクール」の参加を促進します。</p> <p>学校図書館関係者（司書教諭、図書主任、RAS）を対象に調べ学習支援に関する研修会を実施しています。</p> <p>学校での調べ学習には、ポプラディアセットの団体貸出を実施しています。</p>	
	進捗状況	<p>平成27年5月指導室と連携し、高陵中学校でRASを対象に研修会を開催しました。 講師：重野 悦子（墨田区教育委員会事務局指導室 学校図書館アドバイザー）</p> <p>学校図書館関係者が調べる学習についての知識を得られるように、RAS研修会及び学校図書館関係者連絡会の中での研修会を実施しています。</p> <p>平成27年度 6回（全体連絡会 2回、地域連絡会 4回） 平成28年度 8回（RAS研修会 全体連絡会2回 地域連絡会 4回）</p> <p>学校への周知、講座等の開催等により公益財団法人図書館振興財団主催の調べる学習コンクールについて少しずつ浸透し、参加数も増加しています。</p> <p>区内の公私立学校からの応募数</p> <p>平成27年度 第19回調べる学習コンクール 応募20点 佳作2点 平成28年度 第20回調べる学習コンクール 応募34点 佳作1点</p>	

所管課による自己評価の内容

事業費の状況（単位：千円）									
年 度	予算状況						決算状況		
	当 初 予算額	一 般 財源	国庫支出金 都支出金 基 金	その他	流用	補正	予算現額	決算額	執 行 率(%)
平成 27 年度	84	84	0	0	0	0	84	63	75
平成 28 年度	84	84	0	0	0	0	84	64	76
平成 29 年度	20,157	20,157							

所管課による自己評価		
項 目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	児童・生徒の調べる意欲を支援する目的に一致しています。RASの効果的な支援により、児童・生徒の意欲は高まっているといえます。
事業の効果性	4	学校内での調べ学習は、各教科の年間計画により行われています。年間計画に沿って関連書籍をRASが児童・生徒に提供することで、より深い学びにつながっています。
手法の効率性	3	区立図書館と学校が連携することで、児童・生徒の豊かな学びにつながっているといえます。
区が実施する妥当性	3	各小中学校に配置されているRASは、研修への参加により調べ学習への援助方法等の知識を身に付けております。その成果もあり、児童・生徒の課題に沿った関連書籍を提供、資料の貸出を行うことができます。区立図書館との連携は必須であり、子ども読書活動推進計画を実施するためにも区で行う必要があります。
事務継続の必要性	4	今後も、各教科の学習の中で、調べ学習は行われるものであり、児童・生徒の豊かな学びを支えるためにも、人的、資料提供の支援は継続の必要があります。
※上記4項目から総合的に評価		

総合評価	拡充	継続	縮小	廃止
所管課による 評価コメント	児童・生徒の調べる意欲に応えるため、幅広い分野から資料収集を行っています。学校との連携・支援がさらに深まることにより、児童・生徒への資料提供の準備が進むと思われます。区立図書館では今後も、必要な資料の提供ができるよう整備をしていきます。			

(数値も記入)
効果・成果

調べ学習講座の実施

1 みなと子ども読書まつりでの調べ学習
 平成27年度 平成27年11月1日（日）みなとパーク芝浦
 子ども12名 保護者10名 内容：光について
 平成28年度 平成28年10月30日（日）麻布区民センター
 子ども12名 保護者10名 内容：星座について

2 東京海洋大学と連携した調べ学習講座
 港区立図書館では、東京海洋大学等と連携し、毎年夏休みを中心に調べる調べ学習講座を開催しています。また、調べ学習に関する本も所蔵しており、来館した児童に対して調べるための本の探し方などの支援も行います。内容：海がめ等海洋生物について
 平成27年度 開催数11回 参加者総数 180名
 平成28年度 開催数13回 参加者総数 266名

種 別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	27～29			
港区子ども読書活動推進計画	27～32	41		
港区の教育	29	225		

評価対象事業 平成28年度

事業名		授業カリキュラムに応じた支援の実施	所管課	図書・文化財課																															
主 要 施 策	目的	授業の理解を助け、子どもの想像力や学習意欲を高めるための資料整備をします。																																	
	内容	<p>RAS（リーディングアドバイザースタッフ）によるレファレンスなどを通じ、教諭が授業で使用する資料の整備や、授業での学校図書館の活用を進めます。教諭とRASは互いに連携を強め、情報共有を行います。</p> <p>また、学校図書館関係者連絡会を通し、教諭やRASの情報交換の場の提供と情報のフィードバックを行うことにより、各小・中学校において学校図書館の運営や読書活動、調べ学習の支援などの取組の中で得られた知見や技術の学校間共有を図ります。</p>																																	
	進捗状況	<p>学校図書館関係者連絡会で港区立図書館と各学校が情報共有を行い、資料の情報提供し、必要な本の購入を行っています。</p> <p>また、各学校からテーマを出してもらい、それに即した本の購入を行いました。</p> <p>平成27年度学校図書館関係者連絡会</p> <table border="0"> <tr> <td>第1回地域連絡会</td> <td>参加者53名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2回地域連絡会</td> <td>参加者51名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連絡会を踏まえ、購入した図書</td> <td></td> <td>210冊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連絡会を踏まえた団体貸出冊数</td> <td></td> <td>453冊</td> <td></td> </tr> </table> <p>平成28年度学校図書館関係者連絡会</p> <table border="0"> <tr> <td>第1回地域連絡会</td> <td>参加者40名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2回地域連絡会</td> <td>参加者65名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連絡会を踏まえ、購入した図書</td> <td></td> <td>225冊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連絡会を踏まえた団体貸出冊数</td> <td></td> <td>514冊</td> <td></td> </tr> </table>			第1回地域連絡会	参加者53名			第2回地域連絡会	参加者51名			地域連絡会を踏まえ、購入した図書		210冊		地域連絡会を踏まえた団体貸出冊数		453冊		第1回地域連絡会	参加者40名			第2回地域連絡会	参加者65名			地域連絡会を踏まえ、購入した図書		225冊		地域連絡会を踏まえた団体貸出冊数		514冊
第1回地域連絡会	参加者53名																																		
第2回地域連絡会	参加者51名																																		
地域連絡会を踏まえ、購入した図書		210冊																																	
地域連絡会を踏まえた団体貸出冊数		453冊																																	
第1回地域連絡会	参加者40名																																		
第2回地域連絡会	参加者65名																																		
地域連絡会を踏まえ、購入した図書		225冊																																	
地域連絡会を踏まえた団体貸出冊数		514冊																																	

所管課による自己評価の内容

事業費の状況（単位：千円）									
年 度	予算状況						決算状況		
	当 初 予算額	一般 財源	国庫支出金 都支出金 基 金	その他	流用	補正	予算現額	決算額	執 行 率(%)
平成 27 年度	38	38	0	0	0	0	38	29	76
平成 28 年度	38	38	0	0	0	0	38	29	77
平成 29 年度	38	38					38		

所管課による自己評価		
項 目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	情報共有による必要な本の購入が授業の理解を助け、子どもの想像力や学習意欲を高めるという目的と一致しています
事業の効果性	3	各学校のテーマ等を把握した上での書籍整備が効率よく事業の効果を上げることができます。
手法の効率性	3	RASによるレファレンスなどを通じ効果的な資料整備につなげています。
区が実施する妥当性	4	区立図書館からの情報提供と学校間の情報共有の場を設けることにより、効果的な蔵書計画ができます。
事務継続の必要性	3	学校図書館と区立図書館の情報交換の場は必要な資料を収集する上で常に必要です。
※上記 4 項目から総合的に評価		

総合評価	拡充 <u>継続</u> 縮小 廃止
所管課による 評価コメント	子ども読書活動推進計画の改定に伴い、アンケート調査をしています。今後も、情報収集に努め、各学校のテーマを踏まえたサービスの向上に努めます。

(数値も成果・成果も記入)

指導室に、移動教室や修学旅行の行先を確認し、行先の自治体から資料を取寄せたりして、各学校に提供しました。

平成 27 年度

第 1 回地域連絡会 1 1 小学校、6 中学校の参加による情報交換
移動教室、修学旅行等収集資料数 4 0 冊

第 2 回地域連絡会 1 1 小学校 7 中学校の参加による情報交換
移動教室、修学旅行等収集資料数 4 1 冊

平成 28 年度

第 1 回地域連絡会 1 1 小学校 7 中学校の参加による情報交換
移動教室、修学旅行等収集資料数 4 1 冊

第 2 回地域連絡会 1 1 小学校 8 中学校の参加による情報交換
移動教室、修学旅行等収集資料数 4 3 冊

評価委員からの意見

小松郁夫（流通経済大学社会学部教授）

①調べ学習の支援・推進

教諭とRAS、学校司書の連携による「調べ学習」の充実は、今後、ますます重要になってくると思います。主体的に学び、自分の学びを多様な機会を活用して学び続ける子どもの育成を行うことは、新学習指導要領でも、さらに期待されている内容です。講座の実施や大学などとの連携による多様な学びの機会をいっそう拡充して欲しいと思います。

②授業カリキュラムに応じた支援の実施

このような機会や事業があることを、関係者にいっそうPRして、その成果などを区民にもお知らせして欲しいと考えます。読書活動や調べ学習は、主体的に学ぶ喜びを醸成し、学ぶ意欲を涵養するものと期待できます。

評価委員からの意見

岩淵美克（日本大学法学部・同大学院教授）

全体として言えることですが、評価の基準が確定されていません。そのために、やや低い評価になっているところも見受けられます。たとえば事業目的の適合性ですが、事業を予定通り行えば3の評価を与えているようですが、事業を行うそのことが重要な意味を持つ事業もあります。そうしたものは、より高い評価を与えるべきと思います。また、手法の効率性は、予算との関係を考慮することも必要かもしれません。このように、各事業の評価基準を明らかにすることが、評価をチェックする際にも必要になると思います。

（これはすべての項目に張り付けておきます。）

調べ学習の支援・推進

大学生を見ていると、安易にスマートフォンなどの電子機器に頼っている姿がよく見られます。いわゆるネット情報は玉石混交であることは広く知られていますが、容易性などから依存しているように感じます。ネット情報はクレジットのないものが多く、必ずしも正確なものとは限りません。その意味で、正しい方法で、的確な情報を調べることを身に着けることは重要です。本事業の有効性は言うまでもないことだと考えます。東京海洋大学の試みはとても興味深いものですが、区内の各大学において行うようになるといいと思います。大学側の協力体制の問題だとは思いますが。

授業カリキュラムに応じた支援の実施

本事業についても特に指摘することはありません。強いて挙げると、予算の執行額が昨年も8割弱であることくらいでしょうか。効率的なものと肯定的に評価すべきけ、事業の実行ができなかったことによる否定的な要因に要るものかが不明確です。絶対的な金額からすると、いずれも大した額ではないので問題として指摘すべき必要はない程度のものですが、何年も続くと予算の作成の整合性の問題になると考えます。どちらにせよ、大した問題ではありませんが。

授業カリキュラムも私立学校では多様化しています。公立学校でも、学校独自の研究テーマなどが設定されることを考えると、こうした支援活動も重要性が増大することは想像に難くありません。さらなる情報交換移動教室などの事業に期待します。

評価委員からの意見

森嶋昭伸（日本体育大学児童スポーツ教育学部教授）

「調べ学習の支援・推進」と「授業カリキュラムに応じた支援の実施」については、学習指導要領改訂で「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」が提唱される中、今後さらに重要性が増すと思われます。その点で、区が進めているRAS（リーディングアドバイザースタッフ）の配置の取組は重要であり、港区の施策は貴重なものと評価します。

その際、RASの資質・力量の向上が不可欠です。まず人については、教職員等の退職者の活用、民間企業等の人材の活用、家庭にいる保護者の活用などが考えられますが、特に、区内の大学生・高校生等の若年層の活用は(区立図書館を含めて)、これからの区の教育を担っていく人材の発掘にもつながると思います。

また、RASの資質・力量の向上について研修会の充実に取り組まれています。アクティブ・ラーニングや調べ学習の方法、タブレットなど情報機器の活用などの観点からの研修の充実が望まれます。

さらに、調べ学習については、子どもたちの基礎的な知識・理解と主体的に学ぶ意欲が重要ですので、学び方・調べ方に関する児童生徒への啓発パンフレットの作成・配布や、学校間の教育実践交流(研究奨励校の発表等)の推進についても検討されることを期待します。

評価委員からの意見

渋谷 恵（明治学院大学心理学部教授）

(1) 変化の激しい社会においては、生涯にわたって自ら学ぶ力がますます求められます。平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領においても「主体的・対話的で深い学び」の実現が指摘されました。学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成のためにも、学校の学習情報センターとしての学校図書館、また、資料を活用した学習を支援する RAS（リーディングアドバイザースタッフ）の果たす役割は重要です。学校図書館における書籍の充実とともに、RAS の専門性の向上、教員との連携をより一層促進する必要があると考えます。

(2) 「調べ学習の支援・推進」について、みなと子ども読書まつりにおける調べ学習、東京海洋大学との連携による調べ学習講座などの実施は、区立図書館と地域、大学の連携の点からも意義深い活動です。また調べる学習コンクールへの参加が増加しており、学校にも浸透してきている様子が伺えます。図書館振興財団の HP では、その一部が公開されていましたが、その数には限定があるようです。すでに実施されていることかもしれませんが、これらの学習成果を教員や児童生徒、保護者などにより広く知ってもらえる場があればと思います。

(3) 「授業カリキュラムに応じた支援の実施」については、連絡会を踏まえ、各学校のテーマに応じた図書の購入、貸出が行われています。購入した書籍の利用状況、指導にあたって効果的だった点などのフィードバックも含め、連携を深めていただきたいと思います。

(4) 近年の資料には書籍のような印刷物の資料に加えて、デジタル資料も多くみられるようになりました。こうした媒体の多様化への対応も合わせて検討お願いいたします。

今後の取組の方向性

<授業での学校図書館活用の推進>

授業における学校図書館の活用は、授業の理解を助けるとともに子どもの想像力を高め、学習意欲を刺激することにつながります。

また、学校図書館は新学習指導要領で示された「自主的・対話的で深い学び」の実現を支援する学習の場でもあります。平成 29 年度から全校に配置した学校司書と、教員が密に連携し、授業における学校図書館のさらなる活用を促進します。

1 授業カリキュラムに応じた支援の実施

授業支援を着実に実施するために、学校図書館利用計画を立て、学校図書館の利活用を促進していきます。

学校司書は、授業準備段階で教員とかわり、授業カリキュラムに応じたレファレンス、授業で使用する必要な資料を提供し、充実した授業が行えるよう支援します。

また、学校図書館関係者間で情報交換を積極的に行うよう働きかけることにより、必要な資料購入の選書に生かします。なお、今後増加していくことが見込まれるデジタル資料の導入については、メリット、デメリットを見極めながら、活用について調査・研究してまいります。

区立図書館は、学校司書を通じて、各学校での学校図書館運営状況を把握することで、学校では購入できない資料等を団体貸出として提供するなど支援を充実させていきます。また、団体貸出の利用を促進するために学校への周知も図っていきます。

2 調べ学習の支援・推進

区立図書館では、資料を使って調べる「調べる学習講座」を実施しています。

大学と連携し、体験できるプログラムを実施することにより知的好奇心をのびし、理科知識の読み物に親しむ取組もさらに充実させるとともに、今後は、大学だけでなく、大使館や地域団体などと連携し、理科に特化せず幅広い分野で体験を通じて本に親しむ事業を展開していきます。

また、学校図書館関係者連絡会等で、「調べる学習コンクール」の周知と参加促進を行うとともに、港区学校教育推進計画において重点事業に位置づけている「国際理解教育の推進」や「理科教育の推進」、オリンピック・パラリンピック教育を通じて児童・生徒が自ら調べ、学ぶ授業に資料を提供するなどの支援を充実させていきます。

5 平成28年度点検及び評価 今後の取組の方向性の事後点検

対象施策	平成28年度点検及び評価に対する 教育委員会の今後の取組の方向性	平成29年度の取組状況(予定を含む) 平成29年8月1日現在																																										
<p>【港区学校教育推進計画】</p> <p>健やかな体の育成</p>	<p>心身の健康保持・増進のためには、子ども自身が心身の成長についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動力を選択する力を養うとともに、食育の充実により、健全な食生活の定着を図ることが大切です。また、子どもの頃からスポーツ活動に親しむことは、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、生涯を通じて楽しみながらスポーツに取り組める意識の向上や運動習慣の確立につながります。食に関する取組や子どものスポーツに対する興味・関心及び体力・運動能力の向上を目指した取組をより充実させます。</p>																																											
	<p>1 健康な体づくり (1) 食育に関する事業 各学校では、教員や栄養士が食育リーダーとなり、食に関する年間指導計画を作成し、食事の重要性や心身の健康、食文化についての学校の教育活動全般を通して食育を進めています。 今後は、給食を通じて、子どもに和食の文化を意識させるなどの取組を充実させるとともに、各学校における年間3回程度献立に取り入れている「和食文化や郷土料理」「地産地消を意識した料理」等の食育推進献立を各学校と情報共有することで、学校給食の充実を図ります。 さらに、各園校のホームページに、食に関する情報(給食のメニューやレシピ、給食だより等)を定期的に掲載し、保護者や地域の方へ様々な情報発信を行うことで、学校と家庭・地域がより強固に連携した食育の推進に努めます。</p> <p>(2) 基礎体力・運動能力の向上 現在、連合体育行事の開催やコーディネーショントレーニング等、子どもの体力・運動能力の向上のための取組を行っています。 今後は、昨年度指定したコーディネーショントレーニング推進校での実践事例を副校長研修会や研究主任会の機会に各学校に広め、子どもの体力向上を図るとともに、達成感を味わわせることで自己肯定感を高めていきます。</p>	<p>1 健康な体づくり (1) 食育に関する事業 平成28年度においては、学校給食の食育推進事業に基づき、各学校年3回程度「和食文化や郷土料理」「地産地消を意識した料理」等、食育推進献立を作成、提供しています。 カテゴリー別</p> <table border="1" data-bbox="1736 871 2804 1060"> <tr> <td>行事食</td> <td>小学校</td> <td>11</td> <td>回</td> <td>中学校</td> <td>5</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>郷土料理</td> <td>小学校</td> <td>11</td> <td>回</td> <td>中学校</td> <td>8</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>旬の食材</td> <td>小学校</td> <td>4</td> <td>回</td> <td>中学校</td> <td>1</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>地産地消</td> <td>小学校</td> <td>14</td> <td>回</td> <td>中学校</td> <td>9</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>和食</td> <td>小学校</td> <td>28</td> <td>回</td> <td>中学校</td> <td>11</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>102</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>これらの実施内容を各学校栄養士の代表と学務課管理栄養士とで作る食育担当で、報告書をまとめ、平成29年度秋以降、ホームページにて公表を行う予定で進めています。</p> <p>(2) 基礎体力・運動能力の向上 今年度においても、連合体育行事の開催やコーディネーショントレーニング等、子どもの体力・運動能力の向上のための取組を行う予定です。特に、コーディネーショントレーニングについては、区立小中学校全学年において実施する他、コーディネーショントレーニングの良い実践事例を9月の副校長研修会で紹介し各学校に広める予定です。引き続き、子どもの体力向上を図るとともに、達成感を味わわせることで自己肯定感を高めていきます。</p>	行事食	小学校	11	回	中学校	5	回	郷土料理	小学校	11	回	中学校	8	回	旬の食材	小学校	4	回	中学校	1	回	地産地消	小学校	14	回	中学校	9	回	和食	小学校	28	回	中学校	11	回	合計		102	回			
	行事食	小学校	11	回	中学校	5	回																																					
郷土料理	小学校	11	回	中学校	8	回																																						
旬の食材	小学校	4	回	中学校	1	回																																						
地産地消	小学校	14	回	中学校	9	回																																						
和食	小学校	28	回	中学校	11	回																																						
合計		102	回																																									
<p>2 スポーツを楽しむ心の育成 平成28年度から全ての小・中学校で、オリンピック・パラリンピック教育を教育課程に位置づけて様々な取組を実施しています。今後は、オリンピックやパラリンピアンからの実技指導や講話等、直接体験をする機会を設ける予定です。こうした体験を通して、スポーツへの興味・関心はもとより、達成感や自己肯定感及びフェアプレーの精神等についても学ぶことで、バランスのとれた心と体の育成を行っています。 さらに、オリンピック・パラリンピック教育重点校である御成門中学校や小中一貫教育校お台場学園港陽小学校・港陽中学校における実践を全校にひろめ、「ボランティアマインドの精神」や「おもてなしの心」の育成に努めていきます。</p>	<p>2 スポーツを楽しむ心の育成 今年度も全小・中学校において、オリンピック・パラリンピック教育を年間35時間を教育課程に位置付けて様々な取組を実施しています。 例えば、白金の丘学園では、リオデジャネイロ・パラリンピックの水泳代表の加藤作子選を招き、実技指導を受けた他、青山小学校では、マラソンの谷川真理選手をお招きし御講演いただく予定です。 また、オリンピック・パラリンピックアワード校である御成門中学校や教育重点校である小中一貫教育校お台場学園港陽小学校・港陽中学校における実践を9月の副校長研修会で紹介し各学校に広める予定です。 引き続き、オリンピック・パラリンピック教育を通して児童・生徒に「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を醸成してまいります。</p>																																											

対象施策		平成28年度点検及び評価に対する教育委員会の今後の取組の方向性	平成29年度の取組状況(予定を含む) 平成29年8月1日現在
【港区学校教育推進計画】	学校の教育力の向上	<p>学校の教育力の向上のため、教員の指導力のさらなる向上を図ることはもとより、教員一人ひとりがより教育活動に専念できる環境を整備するよう努めていきます。</p>	
		<p>1 教員の指導力向上 現在、研究パイロット校(園)・研究奨励校(園)の指定や教員対象の様々な研修会等、教員の指導力向上のための取組を行っています。 今後は、研究パイロット校、研究奨励校の研究成果を発信するにあたって、研究発表会の開催や研究冊子の配布にとどまらず、ホームページに掲載することで、区内の教員が実践事例を活用しやすくするとともに、保護者・地域に向けても広く情報提供を行っていきます。 また、教員対象の研修においては、学校マネジメント力やより高度な指導技術等、ミドルリーダーの育成に関する研修や喫緊の教育課題に対応した内容の研修を計画するなど、教員のさらなる指導力の向上を図ります。</p>	<p>1 教員の指導力向上 今年度も引き続き、研究パイロット校(園)・研究奨励校(園)の指定や教員対象の様々な研修会等、教員の指導力向上のための取組を行っていきます。 特に、研究パイロット校、研究奨励校の研究成果を発信するにあたっては、研究発表会の開催や研究冊子の配布にとどまらず、ホームページに掲載することで、区内の教員が実践事例を活用しやすくするとともに、保護者・地域に向けても広く情報提供を行っていく予定です。</p>
		<p>2 教員を支える体制の整備 (1)校務支援システム導入による教員の事務作業の効率化 平成28年度から、全校に校務支援システムを導入し、教員の事務作業の効率化に努めています。 今後は、各学校から校務支援システムの運用状況等について個別の聞き取りを行い、効率的な運用方法については実践事例を他校へ周知していきます。 (2)学校法律相談の実施 現在、学校と保護者等との問題を早期に解決し、円滑な学校経営を図るために、学校が弁護士から指導・助言を受けることができる学校法律相談や校長を対象とした研修会を実施しています。 今後は、実際にあった法律相談の事例を蓄積し各学校と情報共有するとともに、校長を対象とした研修会においては、校長のニーズを踏まえ、内容の充実を図ってまいります。</p>	<p>2 教員を支える体制の整備 (1)校務支援システム導入による教員の事務作業の効率化 2学期から各学校に対して、校務支援システムの運用状況等について個別の聞き取りを行う予定です。聞き取りの結果、効率的な運用方法については実践事例として12月の副校長研修会で周知し、広めていきます。 (2)学校法律相談の実施 当年度の法律相談の実例を校長会で校長に周知することで、同様事例での対応を共有していきます。また、平成29年度の研修会では、パネルディスカッション形式を採用することで、活発な議論を促し、より充実した内容にしていきます。</p>

対象施策		平成28年度点検及び評価に対する教育委員会の今後の取組の方向性	平成29年度の取組状況(予定を含む) 平成29年8月1日現在
【港区学校教育推進計画】	安全・安心で教育環境の整備	<p>防災や防犯など、子どもたちが安全・安心で楽しい生活を送るためには、学校施設環境の整備や避難訓練等に着実かつ継続的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>東日本大震災や熊本地震等の自然災害や子どもたちをめぐる事件、事故などを教訓とし、引き続き行政や学校、保護者や地域とともに子どもたちの命を守る取組を推進します。</p>	
		<p>1 施設の整備</p> <p>(1)校舎・園舎等の耐震補強 学校等施設の耐震補強は、平成21年度までに完了していますが、法に基づく定期点検及び区が任意に定めた安全総点検を継続的に実施するなど、今後も継続して実施し予防保全に努めます。</p> <p>(2)特定天井（屋内運動場等の大規模な吊り天井）の耐震化 平成27年度から3か年計画で集中的に安全な超軽量天井に改修しています。同時に、ぶどう棚及びバスケットゴールなどの非構造部材の耐震化をはかるとともに、付帯設備も耐震化と更新を実施しています。対象校の平成29年度中の対策完了に努めてまいります。</p>	<p>1 施設の整備</p> <p>(1)校舎・園舎等の耐震補強 小・中学校の耐震補強は、平成21年度までに完了しています。現在は、法に基づく一級建築士による「特殊建築物等及び建築設備定期点検」、港区立学校その他の教育機関の施設等の安全管理に関する要綱に基づく「安全総点検」を実施し、予防保全に努めています。</p> <p>(2)特定天井（屋内運動場等の大規模な吊り天井）の耐震化 28年度は、基本計画の前期3年に事業計上化された事業の中間年として、予定どおり完了（7校10室改修）しています。29年度は、計画の最終年度として対象校（10校13室改修）について、夏季休業中を中心とした工期によって実施してまいります。</p>
		<p>2 主な防犯・防災・安全対策</p> <p>(1)防犯ブザーの配布 通学路等における安全確保のために、今後も引き続き新入学児童及び希望する児童・生徒に防犯ブザーを配布します。</p> <p>(2)民間警備員の配置 不審者の侵入や犯罪行為の未然防止を図るため、引き続き全区立小学校に警備員を配置し、隣接する幼稚園、中学校へは巡回警備を行うなど安全対策の充実を図っていきます。</p> <p>(3)緊急メール配信 保護者の職業が多様化し、急速に普及するPCやスマートフォンを活用した電子媒体による情報配信のニーズは今後一層高まると考えており、子どもたちの安全確保のため、引き続き配信を希望する保護者へ緊急時に不審者情報等を配信してまいります。</p> <p>(4)登下校誘導 区内における交通量の多さや全国で相次ぐ登下校時の事故等により、今後も誘導員を危険箇所に配置することが必要です。各学校の誘導箇所の状況を把握し、様々な事故発生を想定したうえで、児童の安全確保のために必要な誘導箇所に効果的に配置してまいります。</p> <p>(5)避難訓練の実施(地震・火災・不審者対応等) 発達段階を踏まえた上で、幼児・児童・生徒に対して、自ら危険を予測し、地域の安全・安心を支える自助・共助の資質・能力を継続的に育成する必要があります。今後は、各園校で実施している避難訓練において、様々な災害発生時を想定し、時間や場所、訓練方法等、様々な設定を考え、計画してまいります。</p>	<p>2 主な防犯・防災・安全対策</p> <p>(1)防犯ブザーの配布 区立小学校・学童クラブ・児童館・子ども中高生プラザに防犯ブザーを配布しました。通学路等における安全確保のために、今後も引き続き新入学児童及び希望する児童・生徒に防犯ブザーを配布します。</p> <p>(2)民間警備員の配置 全区立小学校に民間警備員を配置し、隣接する幼稚園、中学校へは巡回警備を行いました。また、放課GO→クラブの実施や子育てサポート保育の対応に合わせ、警備時間等の対応を行いました。今後も学校への不審者の侵入や犯罪行為の未然防止のため、安全対策の充実を図ってまいります。</p> <p>(3)緊急メール配信 子どもたちの安全確保のため、引き続き配信を希望する保護者へ緊急時に不審者情報等を配信しています。</p> <p>(4)登下校誘導 区立小学校の危険箇所に誘導員を配置しました。また、通学路沿いの工事に伴い、通学路の変更を行ったため、誘導箇所の変更を行いました。今後も学校と情報共有を密にし、児童の安全確保を図ります。</p> <p>(5)避難訓練の実施(地震・火災・不審者対応等) 全ての区立幼稚園、小中学校において年間11回の避難訓練を教育課程に位置付け、様々な災害発生時を想定した訓練を実施しています。また、地域や総合支所と連携した総合防災訓練も実施しています。 引き続き、幼児・児童・生徒に対して、自ら危険を予測し、地域の安全・安心を支える自助・共助の資質・能力を育成してまいります。</p>

対象施策	平成28年度点検及び評価に対する教育委員会の今後の取組の方向性	平成29年度の取組状況(予定を含む) 平成29年8月1日現在
【港区生涯学習推進計画】	<p>だれでも学べる機会の充実</p> <p>だれでも学べる機会の充実</p> <p>1 ICTを活用した生涯学習事業の推進 講座等を動画配信することで、いつでも、どこでも学習できる機会を提供してきました。 今後は、テロップの充実や手話通訳を取り入れることにより、高齢者や障害者など、だれでも学べる環境を整備していきます。さらに、子どもや青少年、成人、高齢者のそれぞれの年代や階層のニーズに応えるため、生涯学習の5分野(教養・趣味・スポーツ・家庭生活・社会生活)から講座を選択する際に、防災関連のものや親子関連のものなど生活に密接した内容の講座も選択し、日常生活に実際に役立つようなメニューを充実していきます。また、区内企業や大学との連携を積極的に行い、質を高めてまいります。 時間の制約等により講座に参加できない人に講座を閲覧してもらうことを目的に動画配信を始めましたが、動画配信の閲覧状況から、生涯学習センター等を利用したことのない人が多く閲覧していることがわかりました。閲覧をきっかけに、これらの人々の生涯学習がさらに深まるよう、配信した講座に関連する類似の講座情報を提供できるような編集方法を検討します。 港区ホームページでは新たに動画をアップした際に新着情報欄へも掲載し、港区立生涯学習センターホームページではトップページに動画を掲載しています。さらなる利用拡大や認知度を高めるために周知方法を工夫していきます。</p>	<p>生涯学習センターでの講座を中心に撮影し配信しています。 平成29年度1本目の動画は、より多くの人が視聴できるよう手話通訳を取り入れて撮影しました。また、平成28年度は、当時需要が多かった競技かるたの講座を撮影・配信し、7月初旬時点で再生回数が3,000回を大きく超えています。（「初めての競技かるた」：親子対象） 今後も、様々な対象や幅広い年齢層のニーズに着目し、生涯学習の機会を充実していきます。</p>
	<p>2 生涯学習情報の充実 いつでも学びたい時に学び始めることができるよう、だれでも学べる機会の充実を図るとともに、一人ひとりの学習活動が継続できるよう支援しています。 今後は、生涯学習情報を案内するホームページをより見やすくすることや、「生涯学習情報一覧」の名称を親しみのある名称にする（又はよりイメージしやすいキーワードを入れる等）ことで、区民等が生涯学習情報によりアクセスしやすくなるようにしていきます。また、生涯学習情報の区有施設での周知についても掲示の仕方を工夫するなど拡充して実施していきます。 まなび屋の講師募集については、広報みなとで周知を行うことや社会教育関係団体に周知を行うなど、様々な角度から講師を募集していきます。</p>	<p>生涯学習情報一覧の名称を生涯学習情報一覧（まなメニュー）（以下「まなメニュー」という。）とし、親しみのある名称にして周知を図っています。また、まなメニューを紹介するホームページもレイアウト変更し、見やすいようにしました。まなメニューの区有施設での周知については、まなメニュー紹介ポスターを掲示し、来館者にPRしています。 まなび屋の講師募集については、ホームページでの周知のほか、生涯学習センターでの講座の際に参加者へ呼びかけるなどの周知を行いました。</p>

対象施策		平成28年度点検及び評価に対する教育委員会の今後の取組の方向性	平成29年度の取組状況(予定を含む) 平成29年8月1日現在
【港区スポーツ推進計画】	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた気運醸成の取組の推進	ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、区民の気運醸成を高めることができるよう、区民の「する」「みる」「支える」スポーツ活動の充実に取り組みます。	
		1 オリンピアン等のスポーツ教室の実施 区民の各年齢層が港区スポーツセンターの他、区立学校等を含めた様々な場所で、一般的にはあまり知られていない競技を含め、多くのオリンピック・パラリンピック競技を体験できるよう取り組みます。 また、教室の際にアスリートのトークショー等の場を活用し、アスリートの言葉でフェアプレイ精神や道徳心等について話をいただくなどの啓発や、オリンピック・パラリンピック精神や競技の歴史やルールなどの理解が深められるよう、教室実施の際は競技体験だけではなく、展示コーナー等を設けるなどして、区民周知の充実を図ります。 さらに、本教室の参加者に、スポーツボランティア養成事業（ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業）を周知するなど、参加者を関連する他の事業との十分な連携を図ります。	29年度のスポーツ教室は、昨年と同様年4回実施します。過去、パラリンピック種目の教室を単独で行った場合、参加者が非常に少なかったこともあり、オリンピック種目とパラリンピック種目を合わせて教室を行ったり、複数の種目を体験できるようにし、参加者が来場しやすい内容を予定しています。スタッフには、ポート・スポーツ・サポーターズクラブの参加者にも参画いただき、ボランティアの取組にも力を入れていきます。
		2 国際大会のパブリック・ビューイングの実施 区民の各年齢層が、様々なスポーツに興味・関心を持つことができ、スポーツ観戦を楽しむことができるよう、特定の競技に偏ることない競技の選定や解りやすい解説ができる方を解説者として招聘するなど機会の充実に取り組みます。 また、港区出身のアスリートや区内在学者や在勤者のアスリート、さらには港区にゆかりのあるアスリートなどが出場する大会のパブリック・ビューイングの実施や、港区にゆかりのある選手を解説者から紹介していただくなど、区民が一体となってアスリートを応援できるような国際大会のパブリック・ビューイングを実施するなど事業内容の充実を図ります。	29年度のパブリック・ビューイングは、昨年と同様年3回実施します。会場をスポーツセンター以外で開催できるよう新たな方法を検討します。会場の使用時間と大会の開催時間等を調整し、円滑に実施できるよう工夫します。
		3 ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業の実施 事業参加者が、スポーツボランティアに関する基礎的な知識を講座で学び、学んだ成果をいかすことができるよう、区主催のオリンピアン等のスポーツ教室はじめ、その他大きなスポーツ大会・イベントや事前キャンプ等の実践をより多く提供するなど活動機会の充実を図ります。 また、スポーツボランティア実践と活動の振り返りを十分に行い、次の活動に繋げるなど事業内容を工夫し、事業参加者のボランティアスキルの向上を図ります。 さらに、今後開催される、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、より多くのスポーツボランティアが参加できるよう、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や東京都オリンピック・パラリンピック準備局等の動向も見据えながら、現在の対象である、20歳以上の区内在住・在勤・在学者という対象枠の拡大を検討します。	29年度のポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業は、講義を3回、実践機会1回、実践に伴う説明会1回の計5回実施します。実践の機会は、オリンピアン等のスポーツ教室に参加し、ボランティアを実際に体験し、今後の活動に繋ぐことができるようにします。また、参加者のボランティアの機会やスキルが向上できるように、キスポーツ財団事業などのボランティア情報を提供します。

対象施策		平成28年度点検及び評価に対する教育委員会の今後の取組の方向性	平成29年度の取組状況(予定を含む) 平成29年8月1日現在
【港区立図書館サービス推進計画】	図書館の使いやすさの向上	「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」をめざして、利用者のニーズを踏まえ、誰もが気軽に利用できる快適な環境作りに取り組んでいきます。	
		1 資料の受取及び返却方法の拡充 区有施設でのブックポストの増設につきましては、区民ニーズや地区ごとのバランスを踏まえ、検討していきます。 現在3施設ある連携施設については、平成30年3月に開設予定の新郷土資料館内の図書閲覧スペースを連携施設として整備し、高輪地区での受取及び返却の利便性を拡充します。 現在、基本設計を行っている芝五丁目複合施設（新三田図書館）については、自動予約棚、自動返却機の導入について検討しており、検索機能の強化による情報提供の充実を図ります。	平成29年7月には、芝浦港南区民センターに区内4カ所目のブックポストを設置しました。連携施設については、区内でのバランスやニーズの把握を行い、導入を目指して検討していきます。 芝五丁目複合施設（新三田図書館）では、利便性を高めるための機器の導入について、引き続き検討します。29年度は、実施設計を行っています。
		2 開館日及び開館時間の拡大 開館日及び開館時間は図書館サービスにおける重要度が高く、利用者アンケートにおいても開館時間の延長を望む声が多いことから、土曜日の開館時間を平成28年12月から夜間3時間延長し、午前9時から午後8時までとします。（高輪図書館分室を除く※） 引き続き、効率的な開館日や開館時間について、費用対効果を踏まえ検討してまいります。 ※高輪図書館分室：午前9時30分～午後8時（土日も含む、祝日は休館）	土曜日の開館時間延長は、利用者アンケートなどでもおおむね好評で、時間がたつにつれ、利用者数も増えています。 今後、利用者のニーズを踏まえ、効果的な開館日や開館時間について、調査検討してまいります。
		3. 図書館の多様なサービスの向上 芝五丁目複合施設（新三田図書館）では、飲食スペースや学習室の設置等により、利用者が快適な環境の下で長時間過ごすことができる図書館となるよう実現に向けた検討を行っています。 また、映画会、朗読会や子ども向けの講座など、図書館を様々なに利用できるソフト面のサービスの充実に向けて、検討していきます。	新三田図書館の実施設計に向けて、「滞在型図書館」の実現ができるような工夫を盛り込むよう、検討します。 また、現在の区立図書館の行事等についても、地域連携なども考慮し、様々な人に利用しやすい図書館サービスを検討します。

資料Ⅰ 点検及び評価の経過

年 月	内 容	実施概要
平成 29 年 6 月 23 日	第 1 回評価会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員の委嘱 ・ 評価対象テーマの抽出 ・ スケジュールの確認
平成 29 年 7 月 10 日	第 7 回 教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象テーマの決定 ・ 評価方法・スケジュールの決定
平成 29 年 7 月 27 日	第 2 回評価会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務局での自己評価の提示・ヒアリング
平成 29 年 8 月 22 日	第 3 回評価会議 〔評価委員から教育委員へ評価の報告〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員の意見の提示 ・ 評価委員と教育委員との意見交換

資料Ⅱ 評価委員

点検及び評価の実施にあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、4人の評価委員から意見をいただきました。

小 松 郁 夫	流通経済大学社会学部教授 国立教育政策研究所名誉所員
岩 淵 美 克	日本大学大学院新聞学研究科教授 日本大学法学部新聞学科教授
森 嶋 昭 伸	日本体育大学児童スポーツ教育学部教授
渋谷 恵	明治学院大学心理学部教授

資料Ⅲ 実施要綱

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成21年3月18日

20教庶第1618号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、港区教育委員会(以下「委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、「港区基本計画」、「港区学校教育推進計画」、「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館サービス推進計画」、「港区子ども読書活動推進計画」及び「港区の教育」に掲載された主要施策及び教育施策上の重要課題とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、毎年度、前年度の前項に規定する事項について点検及び評価を実施する。

2 評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者を評価委員とし、その知見の活用を図る。

(報告等)

第4条 委員会は、別記様式1により、点検及び評価結果の報告書を作成し、港区議会に報告し公表する。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

<参考>

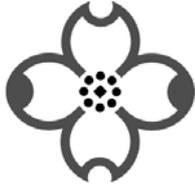
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

区 の 木



ハナミズキ
ミズキ科
北米原産 外来種
落葉広葉樹

区 の 花



アジサイ
ユキノシタ科
日本(関東南部)原産
落葉広葉樹 1.5~2.0m



バラ
バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる

平成 29 年度（2017 年度）港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 28 年度分）報告書

平成 29（2017）年 9 月

発行：港区教育委員会
編集：港区教育委員会事務局庶務課
港区芝公園一丁目 5 番 25 号
電話 3578-2111（代表）

刊行物発行番号
29156-7511



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。